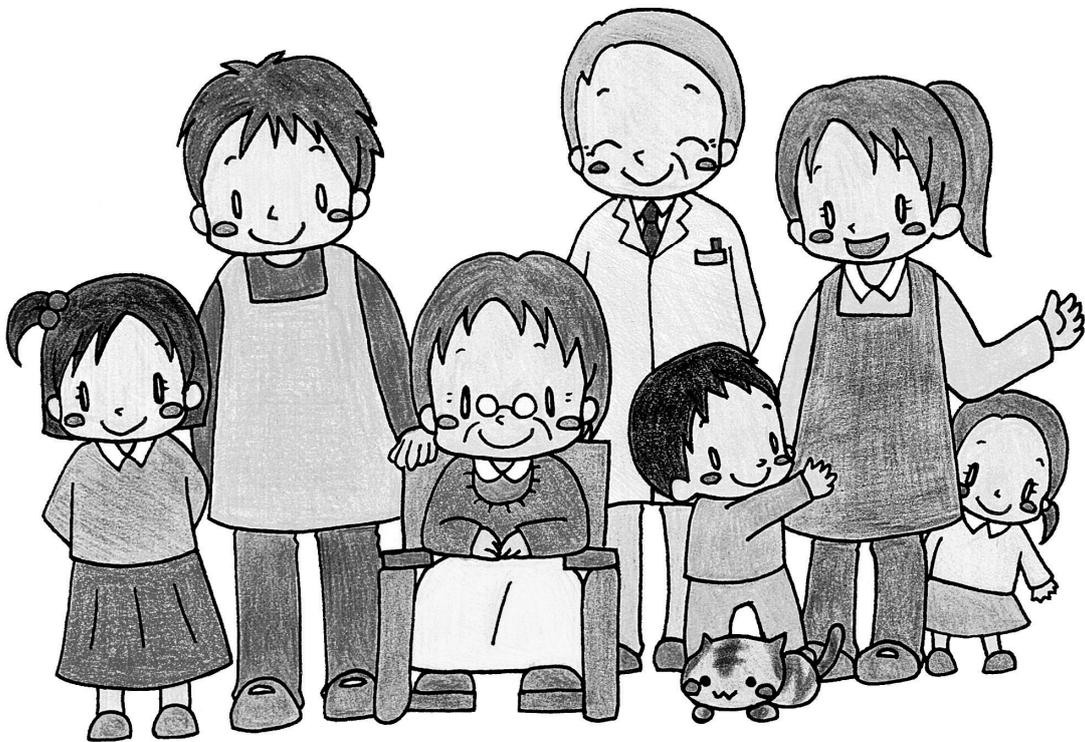


第2期対馬市障害者計画



平成29年3月
長崎県対馬市

はじめに

わたしたちの対馬市は、平成 16 年 3 月 1 日に誕生して 12 年を経過した平成 28 年 3 月に「第 2 次対馬市総合計画」を策定し、「自立と循環の宝の島対馬」を目指し、「ひとづくり」、「なりわいづくり」、「つながりづくり」、「ふるさとづくり」の 4 つの挑戦に全力で取り組んでおります。



また、障害福祉施策では、平成 18 年 4 月の障害者自立支援法施行後、障害者基本法をはじめとして障害者自立支援法、児童福祉法等の改正、また、障害者虐待防止法、障害者差別解消法の制定等、障がいのある人を取り巻く環境はめまぐるしく変化する中、平成 19 年 3 月に「対馬市障害者計画及び対馬市障害福祉計画」を策定、平成 27 年 3 月に「対馬市障害福祉計画（第 4 期）」を策定し、障害のある人もない人も、誰もが同じように社会に参加し、より豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、各施策を推進してまいりました。

このような状況の中、このたび、2017 年度（平成 29 年度）から 2026 年（平成 38 年度）までの 10 年間の市の障害者福祉施策に関する基本的な計画として、新たに「第 2 期対馬市障害者計画」を策定いたしました。

本計画においては、前期の基本理念を踏襲しつつ、さらにお互いに個性や人権を尊重し誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる「共生社会」の実現を目指してまいりますので、市民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見をいただきました市民の皆様をはじめ、熱心にご審議をいただきました対馬市地域自立支援協議会の委員の皆様、アンケート調査にご協力いただきました皆様に厚くお礼申し上げます。

平成 29 年 3 月

対馬市長 比田勝 尚喜

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 策定の体制	7
第2章 障害者を取り巻く状況	9
1 人口・世帯数	10
2 障害者手帳所持者等の状況	12
3 福祉・医療・教育の状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	19
1 基本理念	20
2 基本目標	21
3 取り組みの体系	22
第4章 取り組み内容	23
基本目標1 ともに守る	24
基本目標2 ともに生きる	30
基本目標3 ともに参加する	50
第5章 計画の推進体制	61
1 計画の推進	62
2 計画の点検・評価	62
資料編	63
障がい福祉サービス	64

～ 「障害」と「障がい」の表記について ～

障害者福祉の用語について、「害」という漢字表記が一般的に否定的なイメージにつながることから、一部平仮名を使う場合も見られるようになってきました。このため本計画書では、施設名などの固有名詞や法律用語などを除き、人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記しています。

第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

本市では、障がいのある人もない人も、誰もが同じように社会に参加し、より豊かに暮らすことができる地域社会の実現を目指し、「思いやりと心が育む、だれでも平等なまちづくり」を基本目標として、平成19年3月に「対馬市障害者計画」を、平成27年3月には「第4期対馬市障害福祉計画」を策定し、障がい者施策を総合的に推進してきました。

国では、平成25年に「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）が策定され、共生社会の実現に向けた、障がいのある人の自立と社会参加の支援などの施策の推進が図られています。

国の障害者基本計画の第2次計画（平成15年度～24年度）から第3次計画の策定までには、平成23年に改正された障害者基本法^{※1}では、障がい者の定義が見直されるとともに、障害者権利条約の障がい者に対する合理的な配慮の概念が盛り込まれました。また、平成24年6月には従来の障害者自立支援法^{※2}を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法^{※3}」）に改正し、難病患者を障がい者福祉の対象に含めるなど制度改正を推進しています。

さらに平成25年6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法^{※4}」）が成立し、平成28年4月から施行されています。

※1 **障害者基本法**：心身障害者対策基本法の改正法として平成5年11月に制定、12月に公布。目的・理念を障がいのある人の自立と社会、経済、文化などのあらゆる活動への参加促進としたこと（平成16年改正より差別禁止の理念が追加）、障がい者の定義に精神障がいを加えたこと、障害者の日の条文化（平成16年改正により「障害者週間」に変更）、障害者基本計画の策定などの点が特徴。また、市町村障害者計画が位置づけられ、市町村に基盤を置いた障がい者福祉施策を促進することとなった。

※2 **障害者自立支援法**：身体障がい・知的障がい・精神障がいがある人に対する福祉サービスを一元化することなどを定めた法律。平成18年4月に一部施行、同年10月に全面施行。平成25年4月に「障害者総合支援法」へと変わり、障がい者の定義に難病などを追加するなどの見直しが行われた。

※3 **障害者総合支援法**：正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。改正障害者基本法を踏まえ、障害者自立支援法の一部を改正し、平成24年6月成立、平成25年4月に施行。障がい者が障がいの程度や心身の状態などに応じて受けられる福祉サービスを定め、地域社会における日常的な生活を総合的に支援するための法律。

※4 **障害者差別解消法**：《「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の通称》平成28年（2016）施行。国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めた法律。障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止し、行政機関に対して合理的配慮の提供を義務づけている。

このように、障がいのある人を取り巻く環境が大きく変化している中で、本市においても、新たな法律に対応するよう国や県の動向に留意しつつ、障がいのある人の実態やニーズの把握に努め、在宅福祉サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、さまざまな施策を推進し、障がい者福祉の向上を図ってきました。

近年、社会全体の高齢化や核家族化が進むとともに、障がい者の増加と高齢化、障がいの重度化がみられ、それに伴って障がい者福祉のニーズは多様化している傾向にあります。

障がい者に係る制度が大きく変化する中、障がいのある人が自らの意思により地域で安心した生活を送ることができる社会を形成することがますます重要なものとなってきています。

これらを踏まえ、「対馬市障害者計画」が平成 28 年度末で計画期間を終了することとなることから、本市の障がいのある人を取り巻く環境の変化を踏まえ、「第2期対馬市障害者計画」を策定します。

【障がい者施策関連法令などの動向】

年	国の動き
平成 14 年 2002 年	●障がい者基本計画（第2次）の策定
平成 15 年 2003 年	◆支援費制度の発足 ・当事者の選択と契約によるサービス利用の開始
平成 17 年 2005 年	○発達障害者支援法 施行 ・発達障がいの定義と法的な位置付けの確立 ・乳幼児期から成人期までの地域の一貫した支援の促進 ・専門家の確保と関係者の緊密な連携の確保
平成 18 年 2006 年	○障がい者自立支援法 施行 ・3障がいに係る制度の一元化 ・市町村による一元的なサービス提供 ・費用負担のルール化 ・支給決定の仕組みの透明化、明確化 ・就労支援の抜本的な強化 ○バリアフリー法 施行 ・公共交通施設や建築物のバリアフリー化の推進 ・心のバリアフリーの推進 ・地域における重点的、一体的なバリアフリー化の推進 ○[改正]教育基本法 施行 ・特別支援学校の創設、特別支援教育の推進
平成 19 年 2007 年	★障がい者権利条約署名
平成 21 年 2009 年	○[改正] 障がい者雇用促進法 施行 ・障がい者雇用納付金制度対象範囲拡大 ・短時間労働に対応し雇用率制度見直し
平成 22 年 2010 年	○[改正] 障がい者自立支援法 施行 ・応能負担の原則化 ・発達障がいを対象として明示
平成 23 年 2011 年	○[改正] 障がい者基本法 施行 ・目的規定および障がい者の定義の見直し ・地域社会における共生 ・差別の禁止
平成 24 年 2012 年	○[改正] 障がい者自立支援法 施行 ・相談支援体制の強化 ○[改正] 児童福祉法 施行 ・障がい児施設の再編 ・放課後等デイサービスなどの創設 ○障がい者虐待防止法 施行 ・虐待を発見した者に通報の義務付け ・虐待防止などの具体的スキームの制定 ・障がい者権利擁護センター、障がい者虐待防止センター設置の義務付け
平成 25 年 2013 年	○障がい者総合支援法 施行（障がい者自立支援法の改正） ・基本理念の制定 ・障がい者の範囲見直し（難病などを追加） ○障がい者優先調達推進法 施行 ・国などに障がい者就労施設などから優先的な物品調達の義務付け ◆障がい者雇用率引き上げ ・民間企業 2.0%、国や地方公共団体など 2.3%、都道府県などの教育委員会 2.2%へ ●障がい者基本計画（第3次）の策定
平成 26 年 2014 年	★障がい者権利条約批准
平成 28 年 2016 年	○障がい者差別解消法 施行 ・障がいを理由とする不当な差別的取り扱いや合理的配慮不提供の禁止 ○[改正]障がい者雇用促進法 施行 ・障がい者に対する差別の禁止 ・合理的配慮の提供義務 ・苦情処理、紛争解決の援助

★：条約関係 ○：法令関係 ●：計画関係 ◆：施策関係 ・：内容の説明

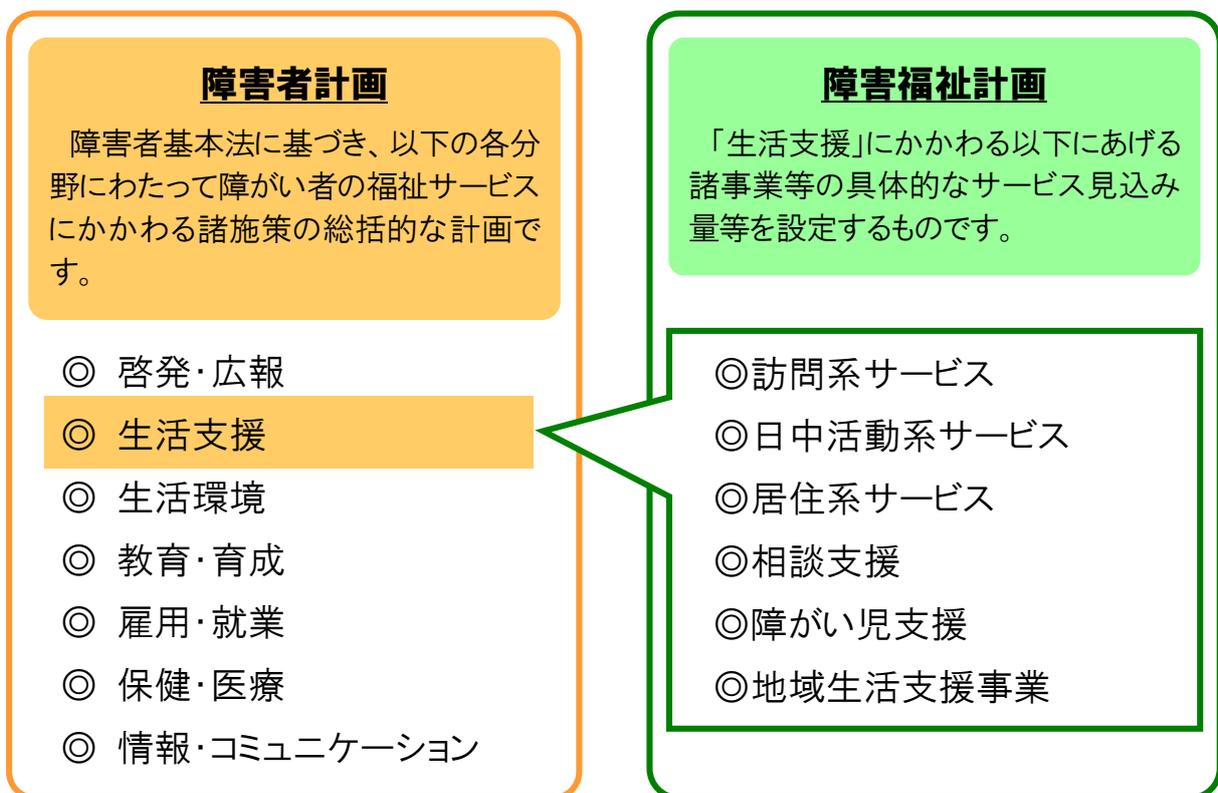
2 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に定める「市町村障害者計画」です。本計画では、障がいのある人の自立および社会参加の支援などについての施策の基本理念と基本目標を定めるとともに、求められる各施策の基本的な事項を示します。

本計画は、国の「障害者基本計画（第3次）」（平成25年度～29年度）や「長崎県障害者基本計画（第二次改訂）」（平成26年度～30年度）、また、対馬市における上位計画である「第2次対馬市総合計画」との整合を図りつつ、「対馬市障害福祉計画」や「対馬市地域福祉計画」、「対馬市健康つしま21」、「対馬市子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする保健福祉関連の計画や、人権や教育、まちづくり、防災などの関連分野の計画などとも連携しながら推進するものとします。

「対馬市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条に基づくもので、障がい福祉サービスなどの確保に関する実施計画であるのに対し、本計画は、障がいのある人のための施策全般に関する基本的な事項を定めた計画で、本市における障がい者施策の推進のための行動指針となります。

<「障害者計画」と「障害福祉計画」の関係と施策体系>

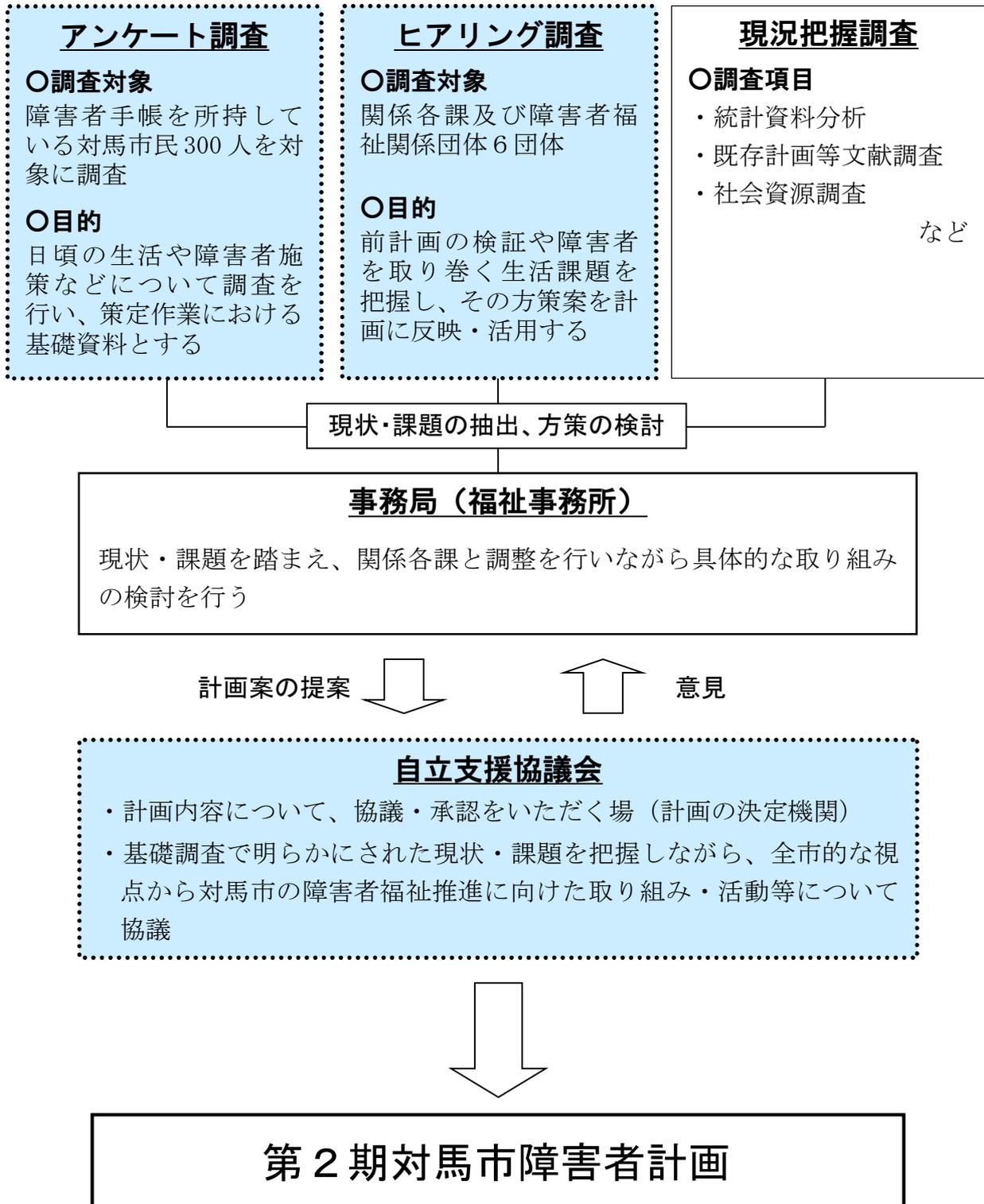


3 計画の期間

本計画の期間は、2017年度（平成29年度）から2026年度（平成38年度）までの10年間とします。ただし、社会状況の変化や他計画との整合性を図るため、計画期間中においても必要に応じて見直しを行います。

年 度	2017 (H29)	2018 (H30)	2019 (H31)	2020 (H32)	2021 (H33)	2022 (H34)	2023 (H35)	2024 (H36)	2025 (H37)	2026 (H38)
障害者 計画	第2期障害者計画									見直し
障害福祉 計画	見直し 第4期障害 福祉計画	第5期障害福祉計画			見直し	第6期障害福祉計画		見直し	第7期障害福祉計画	

4 策定の体制



※ は、市民参画による策定プロセスを示す

【アンケート調査の実施概要】

- (1) 調査実施期間：平成28年7月26日～9月9日
- (2) 調査対象者：対馬市在住の障害者手帳所持者300人
(身体障害者手帳200人、療育手帳50人、精神障害者保健福祉手帳50人)
- (3) 調査方法：郵送配付・郵送回収、本人記入方式
- (4) 配付数及び回答状況等：配付数300 回答数114 回答率38.0%

【ヒアリング調査の実施概要】

- (1) 調査実施期間：平成28年7月26日～9月9日（調査票配付・回収）

(2) 調査対象者： **（関係団体）**

- ・対馬心身障害児とその親の会「つしまTEN」
- ・対馬ひまわり会
- ・地域活動支援センターきずな
- ・対馬市手をつなぐ育成会
- ・対馬市身体障害者福祉協会連合会
- ・対馬精神障がい者当事者会「三つ葉のクローバー」

（関係各課等）

第1期計画の進捗を関係各課でシートにより検証

第 2 章 障害者を取り巻く状況

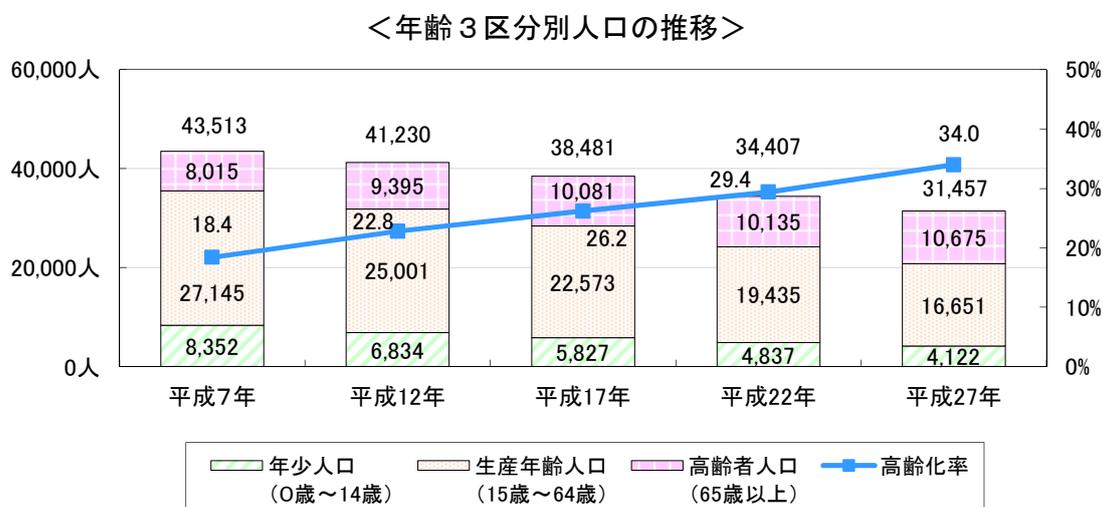
1 人口・世帯数

(1) 人口及び人口構成の推移

本市の総人口は、一貫して減少傾向にあり、平成7年の43,513人から平成27年の31,457人と、この20年間で12,056人減少しています。

年齢3区分で見ると、年少人口（0～14歳）と生産年齢人口（15～64歳）の減少が続くなか、高齢者人口（65歳以上）の増加が顕著となっており、この20年間で2,660人増加しています。

また、平成27年では高齢化率が34.0%となり、3割を超えています。



資料：国勢調査

※総人口については、年齢不詳を含む

＜年齢3区分別人口構成の推移＞

単位：人

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年
総人口	43,513	41,230	38,481	34,407	31,457
年少人口(0～14歳)	8,352	6,834	5,827	4,837	4,122
構成比	19.2%	16.6%	15.1%	14.1%	13.1%
生産年齢人口(15～64歳)	27,145	25,001	22,573	19,435	16,651
構成比	62.4%	60.6%	58.7%	56.5%	52.9%
老年人口(65歳以上)	8,015	9,395	10,081	10,135	10,675
構成比	18.4%	22.8%	26.2%	29.4%	34.0%
年齢不詳	1	0	0	0	9

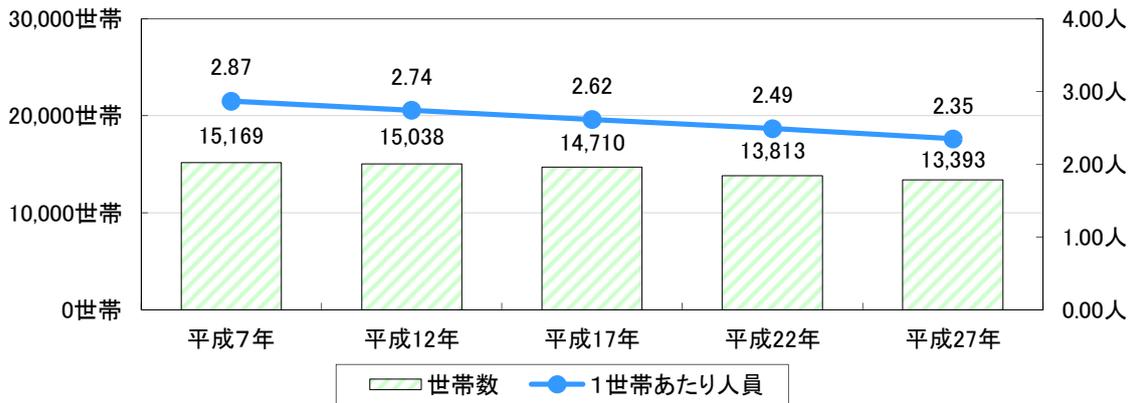
資料：国勢調査

(2) 世帯数の推移

本市の世帯構成の推移をみると、世帯数は平成7年から平成27年にかけて減少傾向にあり、20年間で1,776世帯減少しています。

単独世帯（ひとり暮らしの世帯）をみると、平成7年の3,517世帯が平成27年には4,449世帯となっており、20年間で932世帯増加しています。

＜世帯数と1世帯あたり人員の推移＞



資料：国勢調査

※1世帯あたり人員は総人口／世帯数として算出

＜世帯構成の推移＞

単位：世帯

	世帯数	一般世帯総数	親族世帯							非親族世帯	単独世帯	一般世帯人員数(人)
			総数	核家族世帯				その他の親族世帯				
				総数	夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども		女親と子ども			
平成7年	15,169	15,094	11,564	8,793	3,760	4,209	127	697	2,771	13	3,517	42,726
12年	15,038	14,993	11,133	8,530	3,826	3,804	154	746	2,603	28	3,832	40,350
17年	14,710	14,667	10,604	8,360	3,731	3,543	183	903	2,244	42	4,021	37,531
22年	13,813	13,781	9,665	7,773	3,746	2,923	182	922	1,892	66	4,050	33,358
27年	13,393	13,356	8,823	7,332	3,621	2,581	191	939	1,491	83	4,449	30,348

資料：国勢調査

※世帯数とは「一般世帯総数」に「施設等の世帯数」をあわせた世帯数のこと。

※平成27年調査の一般世帯総数については世帯の家族類型「不詳」を含むため各世帯の合計と一致しません。

2 障害者手帳所持者等の状況

(1) 身体障がいのある人の状況

身体障害者手帳^{※1}の所持者数の推移をみると、平成24年の2,342人から平成28年の2,385人と43人増えており増加傾向にあります。

平成28年を年代別にみると、「18歳以上」が99.1%を占めています。

障がい程度別にみると、最も重度である1級が最も多く、4級が続いています。

障がい種別にみると、肢体不自由が最も多く、1,159人で全体の48.6%を占めています。

＜身体障害者手帳所持者数の推移＞

単位：人

区分		平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
合計		2,342	2,355	2,373	2,378	2,385
年代別	18歳未満	21	20	22	24	22
	18歳以上	2,321	2,335	2,351	2,354	2,363
障がい程度別	1級	613	627	616	614	595
	2級	359	367	365	369	356
	3級	489	468	484	468	471
	4級	529	538	547	548	548
	5級	147	153	156	158	162
	6級	205	202	205	221	253
障がい種別	視覚障がい	196	194	179	176	171
	聴覚・平衡機能障がい	306	301	313	317	346
	音声・言語・そしゃく機能障がい	20	20	20	20	19
	肢体不自由	1,122	1,138	1,172	1,169	1,159
	内部障がい	698	702	689	696	690

資料：市福祉事務所（各年3月31日現在）

※1 **身体障害者手帳**：身体に障がいのある人が身体障害者福祉法に定める障がいに該当すると認められた場合に交付されるもの。身体障害者手帳の等級は重度から1級から6級に区分されているが、さらに障がいにより視覚、聴覚、音声・言語、肢体不自由、内部（呼吸器や心臓、腎臓、膀胱または直腸、小腸、免疫機能）等に分けられる。

(2) 知的障がいのある人の状況

療育手帳^{※1}の所持者数の推移をみると、平成24年の277人から平成28年の311人と34人増えており増加傾向にあります。

平成28年を年代別にみると、「18歳以上」が85.9%を占めています。

障がい程度別にみると、「A（重度）」、「B（中・軽度）」ともに増加傾向にあります。

<療育手帳所持者数の推移>

単位：人

区 分		平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
合 計		277	279	289	303	311
年代別	18歳未満	35	32	38	46	44
	18歳以上	242	247	251	257	267
障がい 程度別	A（重度）	134	119	124	144	142
	B（中・軽度）	143	160	165	159	169

資料：市福祉事務所（各年3月31日現在）

※1 **療育手帳**：児童相談所または知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。交付により知的障がい児（者）に対する一貫した指導・相談を行うとともに各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。障がいの程度は、A判定が重度、B判定が中度・軽度となっている。

(3) 精神障がいのある人の状況

精神障害者保健福祉手帳^{※1}の所持者の推移をみると、平成24年の275人から平成28年の243人と32人減っており減少傾向にあります。

年代別にみると、20歳～64歳が76.1%を占めています。

障がい程度別にみると、2級の手帳所持者の割合が最も高くなっており、平成28年では154人と63.4%を占めています。

自立支援医療（精神通院医療）受給者数は平成28年（3月31日時点）では、351人となっています。

＜精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移＞

単位：人

区 分		平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年
合 計		275	258	289	248	243
年代別	20歳未満	3	2	0	1	5
	20歳～64歳	216	208	216	186	185
	65歳以上	56	48	73	61	53
障がい 程度別	1級	38	37	42	42	36
	2級	178	172	188	160	154
	3級	59	49	59	46	53

資料：市福祉事務所（各年3月31日現在）

※1 **精神障害者保健福祉手帳**：精神障がいのある人が各種の援護措置を受けやすくすることを目的として交付される手帳。障がいの程度により、1級、2級、3級とされている。市町村が窓口であり、2年ごとに精神障がいの状態について都道府県知事の認可を受けなければならない。

(4) 難病※1患者の状況

「難病」とは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」により「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾患であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」をいいます。たとえば、パーキンソン病や筋萎縮性側索硬化症（ALS）などの疾病が指定されています。

難病のうち、平成26年12月までは、130の疾患が国の難治性疾患克服研究事業の対象となっており、そのうち、56の疾患が医療費助成制度の対象となっていました。また、子どもの慢性疾患のうち、治療期間が長く、医療費負担が高額となる小児がんなどの特定の疾患については、514疾患（11疾患群）が医療費助成制度の対象となっていました。

平成27年1月1日からは、「難病の患者に対する医療等に関する法律」と「改正児童福祉法」の施行により、新しい医療費助成制度が開始され、対象の疾病の拡大が図られました。平成27年7月1日現在、医療費助成制度の対象となる指定難病は306疾病、小児慢性特定疾病は704疾病となりました。

本市では、特定疾患※2の医療受給者証交付件数は、平成28年で312件となっています。

<特定疾患医療受給者証交付件数の推移>

単位：件

区 分	平成 27年	平成 28年
特定疾患医療受給者証交付件数 (特定医療費(指定難病)支給認定件数)	290	312

資料提供：長崎県（各年3月31日現在）

平成27年以降のデータは新しい医療費助成制度に基づく人数

※1 **難病**：原因不明、治療法未確立であり、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病、経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。

※2 **特定疾患**：難病の中でも積極的に研究を推進する必要のある疾患について、厚生労働省が指定し、調査研究を行っている疾患のこと。

3 福祉・医療・教育の状況

(1) 福祉の状況

<福祉施設・事業所の状況>

単位：箇所

区 分	対 馬
相談支援事業所	4
地域移行支援事業所	-
地域定着支援事業所	-
地域活動支援センター	2
就労移行支援事業所	-
就労継続支援事業所A型	-
就労継続支援事業所B型	4

資料：長崎県障害福祉課HP 施設・事業所一覧より抽出（平成28年8月1日現在）

<相談支援事業所の状況>

名 称	所 在
米寿会相談支援センター	美津島町
障がい福祉相談支援事業所 ハートフルサポート	豊玉町
対馬市社会福祉協議会 障害者相談支援事業所	豊玉町
障がい福祉相談支援事業所 ふれあいさぼーと	豊玉町

<地域活動支援センターの状況>

名 称	所 在
地域活動支援センター きらり	厳原町
地域活動支援センター きずな	豊玉町

<就労継続支援事業所B型の状況>

名 称	所 在
ワークハウス ほのぼの	厳原町
杉の木ホーム	美津島町
上県地域活動所さわやか	上県町
あゆみ園	上対馬町

(2) 医療の状況

<医療機関の状況>

区 分	対 馬
精神病床を有する病院	1
精神科を標榜する外来診療施設	2

資料：平成 26 年度版 精神保健福祉の現状より
平成 27 年 6 月 30 日現在

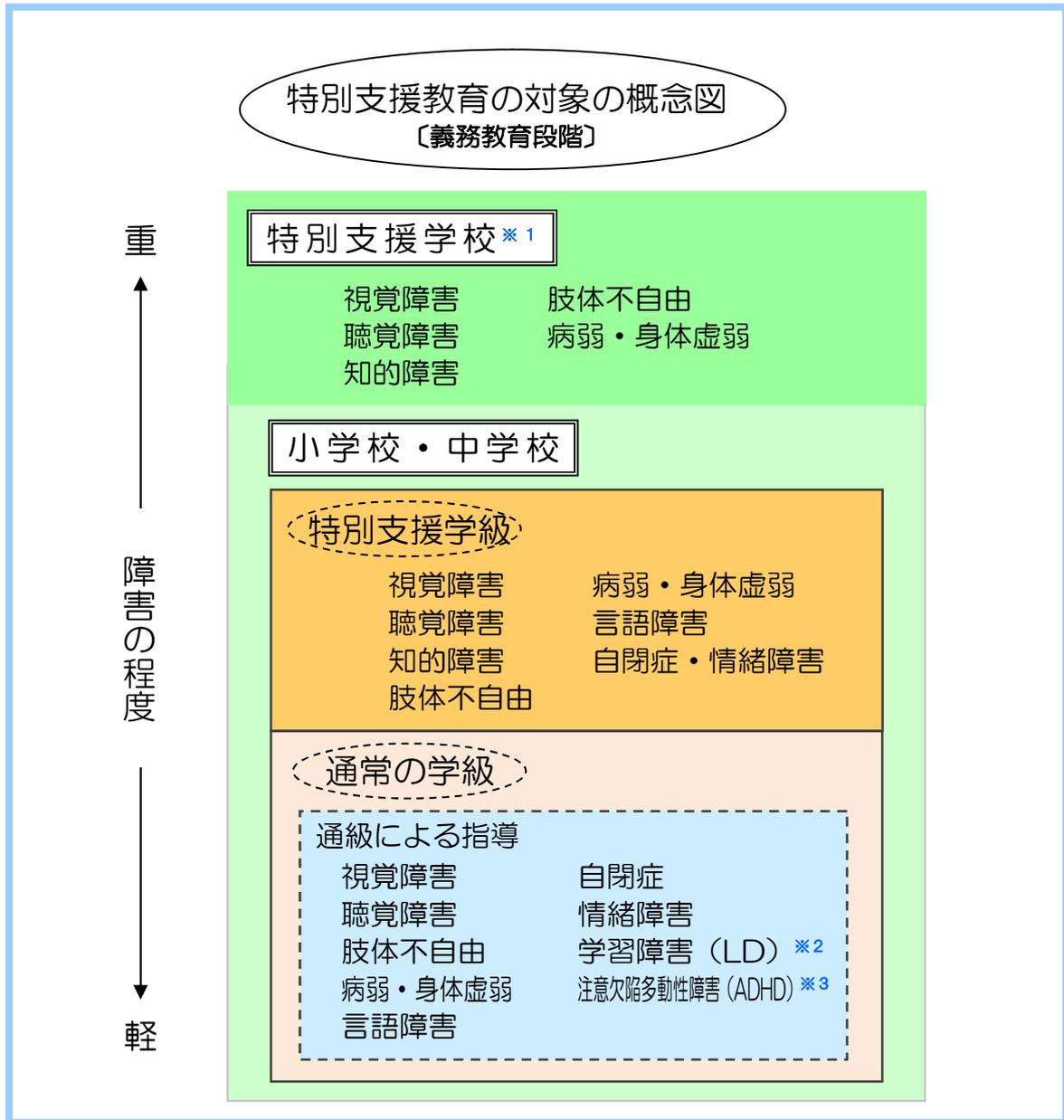
名 称	所在	入院	外来	精神科 デイケア	精神科 訪問看護	備考
長崎県対馬病院	美津島町	○	○	○	○	精神科医師 3 人による診療体制
長崎県上対馬病院	上対馬町	—	○	—	○	診療体制：2 日／月 <対馬病院精神科医師 1 名による診察>
いづはらメンタル クリニック	厳原町	—	○	—	—	診療体制： 第 1・3 木曜日 <福岡市内開業の精神科クリニック医師 1 名による診察>
あすか訪問看護 ステーション	厳原町	—	—	—	○	—

(3) 教育の状況

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、すべての学校において、障がいのある幼児・児童・生徒の支援をさらに充実していくことになりました。

本市では、平成 28 年 5 月現在、虹の原特別支援学校高等部対馬分教室へ 9 名在籍しています。特別支援学級数は小学校 19、中学校 12 設置しています。通級指導教室数は小学校 1、中学校 1 設置しています。



※1 **特別支援学校**：障がいの程度が比較的重い児童・生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校のこと。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を特別支援学校のそれぞれ幼稚園部・小学部・中学部・高等部で行う。

※2 **学習障害 (LD)**：基本的には、全般的な知能発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すものをいう。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されている。

※3 **注意欠陥多動性障害 (ADHD)**：児童期に発生し、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力または衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

第 3 章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

思いやりの心を育む、 誰もが安心して暮らしやすい共生のまちづくり

本市では、前期計画において、「思いやりと心が育む、だれでも平等なまちづくり」を目標に掲げ、障がいのある人もない人も障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが同じように、社会に参加し、より豊かに暮らすことができる地域社会の実現に向けて、様々な障がい者施策を推進してきました。

本計画においては、この考えを踏襲しつつ、さらにお互いに個性や人権を尊重し誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる「共生社会」の構築が必要です。

このような「共生社会」の実現に向け、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的障壁を除去するために、障がいのある人たち一人ひとりが抱える困難さを解消する多様な支援の充実に努め、安全で安心な暮らしができる福祉のまちを目指すことが大切です。

以上を踏まえ、「第2期対馬市障害者計画」の基本理念として「思いやりの心を育む、誰もが安心して暮らしやすい共生のまちづくり」を掲げます。

2 基本目標

基本理念の実現に向け、次の3つの基本目標を掲げます。

(1) とともに守る

すべての市民が、障がいがあってもなくても分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、一人ひとりが個人として大切にされ、さらに、障がいのある人が、行政サービスなどでの権利を円滑に行使し、適切な配慮を受けることができるよう、障がいのある人たちの権利を守っていきます。

(2) とともに生きる

障がいのある人が、自分らしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、生活支援のための基盤づくりをすすめます。また、仲間とともに働き、活動することで、生きがいを実感でき、さらに、災害時などにも強い不安を感じることなく、安全に安心して生活することができるよう、障がいのある人たちの自分らしい自立した生活を支援していきます。

(3) とともに参加する

適切な療育^{※1}と教育の場や地域での交流の機会、スポーツ・文化活動への参加の機会を充実させるとともに、移動手段の利便性の向上やバリアフリー^{※2}化をすすめるなど、生活や活動の場が、障がいのある人にとって配慮された環境の整備を行います。さらに、情報を手に入れたり、伝えたりすることを、より簡単に利用しやすくすることで、障がいのある人たちの社会参加の機会を充実していきます。

※1 **療育**：障がいのある子どもの障がいを軽減し、自立して生活するために必要となる能力が得られるよう、治療・訓練と社会生活に必要な生活知識や技術等の教育・指導をあわせて行うこと。

※2 **バリアフリー**：障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味で、段差などの物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

3 取り組みの体系

基本理念	基本目標	施策の柱	取り組み
思いやりの心を育む、誰もが安心して暮らしやすい共生のまちづくり	1 ともに守る	(1) 差別の解消及び権利擁護の推進	① 啓発・広報活動の充実 ② 障がいを理由とする差別の解消の推進 ③ 虐待防止対策の推進 ④ 権利擁護の推進
		(2) 行政サービスにおける合理的配慮	① 市役所の事務等における配慮 ② 選挙での投票環境の配慮
	2 ともに生きる	(1) 生活支援のための基盤づくり	① 生活を支援する情報提供の充実 ② 生活を支援する相談体制の充実 ③ 生活を支援する福祉サービスの充実 ④ 地域生活への移行支援の充実
		(2) 保健・医療サービスの充実	① 障がいの発生予防・早期発見、早期治療の推進 ② 医療と福祉の連携強化 ③ 精神保健・医療施策の推進 ④ 難病患者等への支援
		(3) 雇用・就労の充実	① 就労支援の推進 ② 雇用・就労機会の拡充 ③ 福祉的就労の場の充実
		(4) 安心安全対策の推進	① 防災対策の充実 ② 防犯対策の充実 ③ 交通安全対策の充実
	3 ともに参加する	(1) 療育と教育の充実	① 早期発見・療育体制の充実 ② 学校教育の充実
		(2) 社会参加の促進	① 交流の推進 ② スポーツ・文化活動等の充実 ③ 家族等団体への支援の充実
		(3) 生活環境の整備	① 移動手段の確保・充実 ② 住宅・公共的施設の整備
		(4) コミュニケーションの支援	① コミュニケーションの支援の充実

第4章 取り組み内容

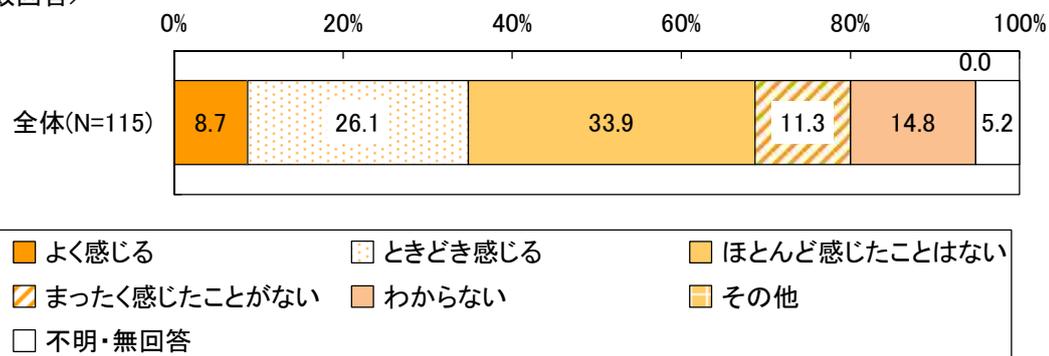
基本目標1 ともに守る

(1) 差別の解消及び権利擁護^{※1}の推進

現状と課題

<日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかについて>

<単数回答>

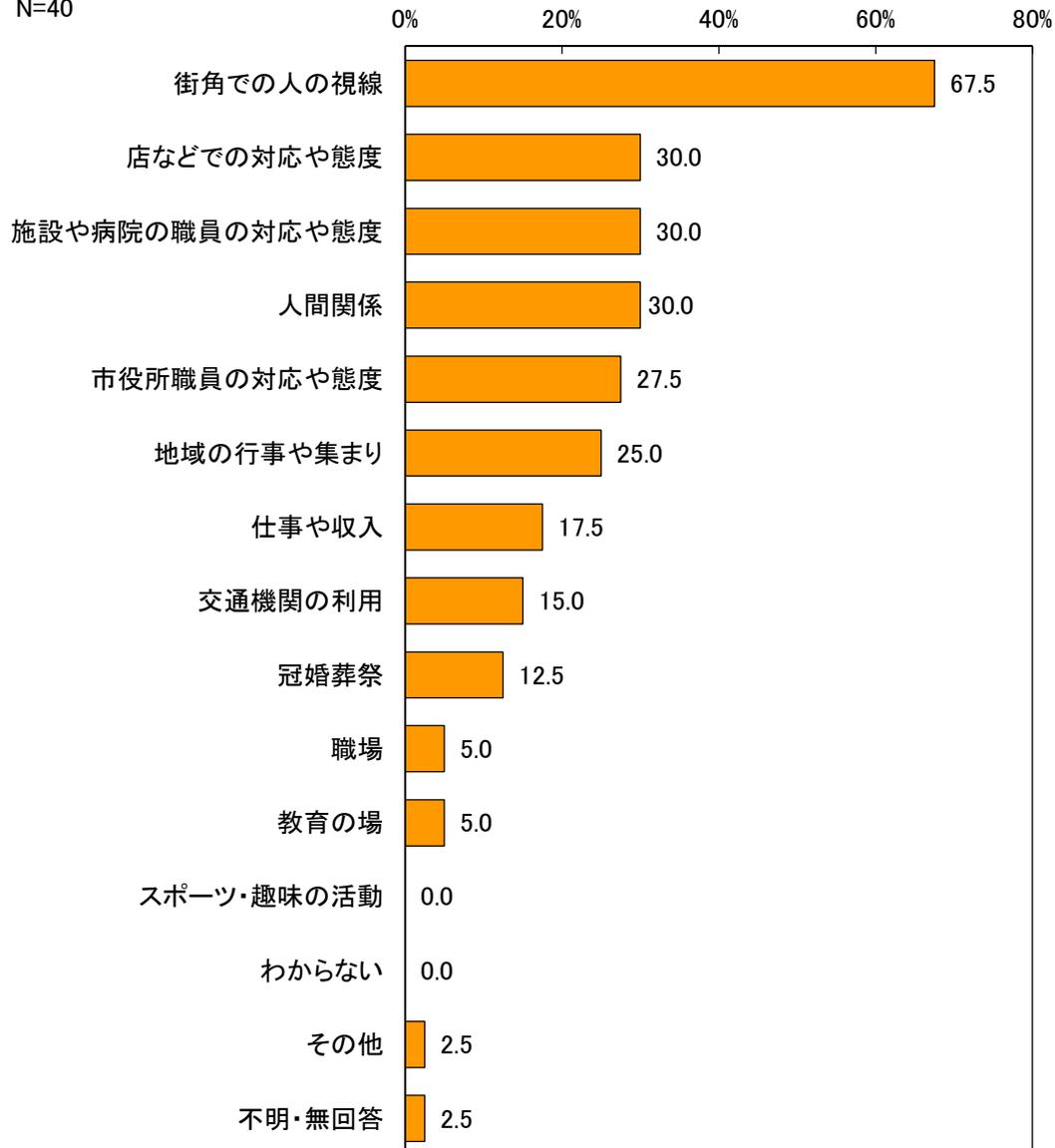


^{※1} **権利擁護**: 自己の権利や援助ニーズを表明することが困難な障がいのある人や認知症高齢者などが、安心して日常生活が送れるよう、その権利の擁護や権利行使に関する専門的な相談・援助を行うこと。

<日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感がある場面について>

<複数回答>

N=40

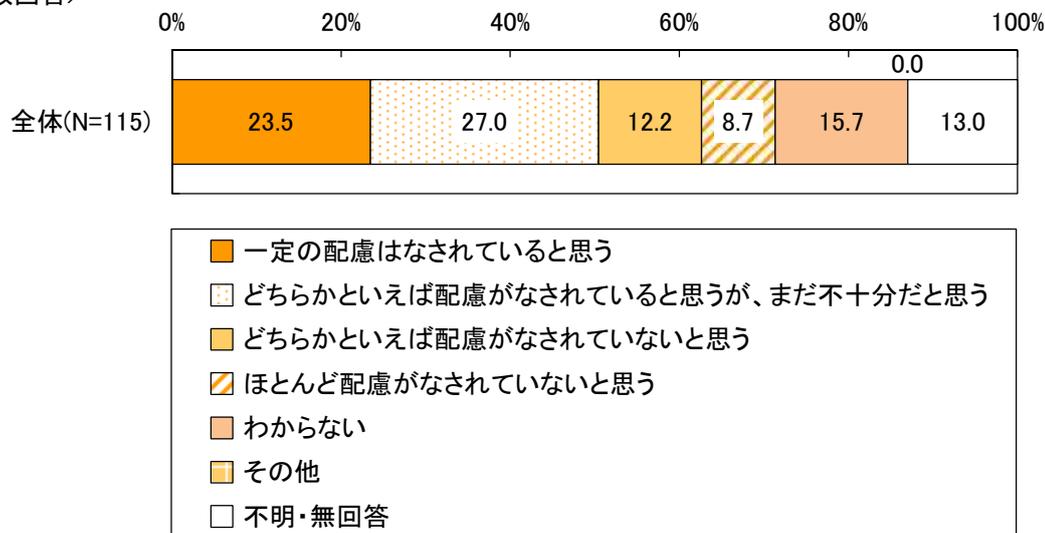


アンケートでは、日常生活において、差別や偏見を感じたり、疎外感があるかどうかたずねたところ、「ほとんど感じたことはない」と「まったく感じたことがない」を合わせた『感じたことがない』と回答した人が約4割、「よく感じる」と「ときどき感じる」を合わせた『感じる』と回答した人が約3割を占めています。『感じる』と回答した人たちがあげた場面として、「街角での人の視線」が最も高く、次いで「店などでの対応や態度」、「施設や病院の職員の対応や態度」、「人間関係」が続いていました。

このことから、障がいのある人に対する差別や偏見がまだまだ根強く残っている状況となっています。

<日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされているかについて>

<単数回答>



アンケートでは、日ごろの生活のなかで、障がいのある人への配慮がなされている、または、なされていない（差別がある）と感じるかとはたずねたところ、「どちらかといえば配慮がなされていると思うが、まだ不十分だと思う」の割合が最も高くなっており、合理的配慮^{※1}の具体例などを市民に示しながら、周知・啓発を推進する必要があります。

【配慮が感じられたことの具体例】

- ◆交通機関での優先乗車がある。
- ◆乗り物のなかで席を譲ってもらうことがある。
- ◆外出時に、声かけや手助けがある。
- ◆障がい者用駐車スペースが新しくできた。
- ◆障がいがあることを伝えると配慮してくれる。

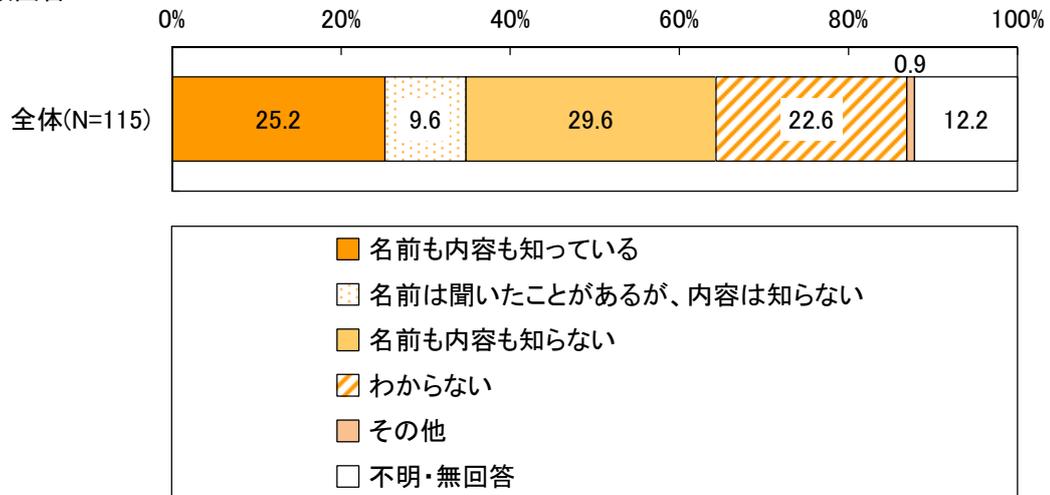
【配慮がされていない（差別がある）と感じられたことの具体例】

- ◆あからさまに嫌な態度、見下すような態度を取られてしまう。
- ◆障がいがある人に対する配慮がほとんど感じられない。
- ◆乗り物の乗り方を教えてもらえなかった。
- ◆変な目で見られてしまう。
- ◆あいさつしても無視をされてしまう。

※1 **合理的配慮**：障害者権利条約及び障害者基本計画に定められた言葉。障がいのある人が他の人と平等に基本的人権を享受できるよう、周囲の人々が一人ひとりの障がいの特性を考えて、障がいがあることで生じる不利益を解消するための適切な対応や調整を過大な負担がかからない範囲で行うこと。

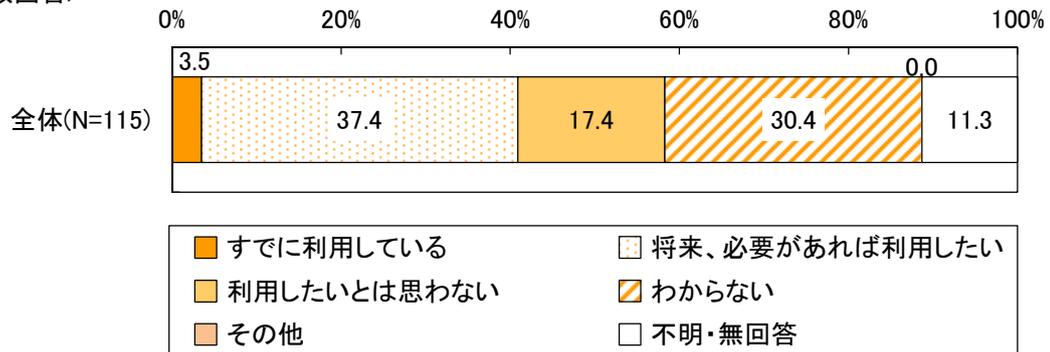
<成年後見制度^{※1}の周知度について>

<単数回答>



<成年後見制度の利用意向について>

<単数回答>



アンケートでは、成年後見制度についての周知度について、「名前も内容も知らない」が最も高く、「わからない」も含めると半数以上の方が制度自体を知らない状況がうかがえます。

成年後見制度の利用意向については、「将来、必要があれば利用したい」が最も高くなっています。

このことから、障がいのある人の権利を守っていくための制度の周知と利用の促進が必要です。

※1 **成年後見制度**：知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結等を代わりに行う代理人などを選任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守る制度。

取り組み

①啓発・広報活動の充実

施策名	取り組み内容
広報・啓発活動の推進	障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めるため、市の広報紙やホームページ、パンフレット、ケーブルテレビ等様々な媒体を通じて、幅広い広報・啓発活動を推進します。
あらゆる機会を通じた理解の促進	シンポジウムやフォーラム、講演会等の開催を検討し、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めます。
教育の場での理解の促進	保育所、小学校、中学校等において、子どもの発達段階に応じて、福祉に関する体験的な学習を行うことで、理解の促進を図ります。また、教職員等においても、研修会等を実施することにより、障がいのある人に対する正しい理解と認識を深めます。

②障がいを理由とする差別の解消の推進

施策名	取り組み内容
障害者差別解消法の周知	障害者差別解消法の周知により、差別行為の認識をはじめ、障がいのある人に対する認識を深め、障がいを理由とする差別の解消を推進します。

③虐待防止対策の推進

施策名	取り組み内容
虐待防止に関する啓発	広報紙やパンフレット等を活用して、障がいのある人に対する虐待防止について広く周知します。
虐待に関する相談支援の充実	市福祉事務所に設置している障害者虐待防止センターの機能を強化し、相談体制などの充実を図ることにより、障がいのある人に対する虐待の防止や早期発見に取り組みます。

④権利擁護の推進

施策名	取り組み内容
成年後見制度の利用の促進	成年後見制度の周知に取り組むとともに、制度の利用の意向がある場合には、関係機関と連携して、必要な支援を行います。

(2) 行政サービスにおける合理的配慮

現状と課題

アンケートや団体ヒアリングでは、配慮が感じられないこととして、「市の職員は聞いたことだけしか教えてくれない」、「電話での対応をきちんとしてくれず、上から目線である」など不満に思う意見がありました。対応してほしい配慮としては、「対応する側はもちろん、対応される側にも内容がわかるように説明をしてほしい」、「明るく、相談しやすい環境をつくってほしい」との意見がありました。

障がいのある人が、権利を行使していくために行政サービスをきちんと利用できるよう、市役所の窓口などでの丁寧な対応をすることが求められています。

取り組み

①市役所の事務等における配慮

施策名	取り組み内容
行政サービスにおける配慮	市職員などに対し、障がいや障がいのある人についての理解を深めるため、必要な研修を実施し、障がいのある人への配慮の徹底を図ります。また、行政窓口では、コミュニケーションの方法に配慮した対応を行います。

②選挙での投票環境の配慮

施策名	取り組み内容
選挙での投票環境における配慮	投票所での段差の解消等、投票環境の向上に努めます。

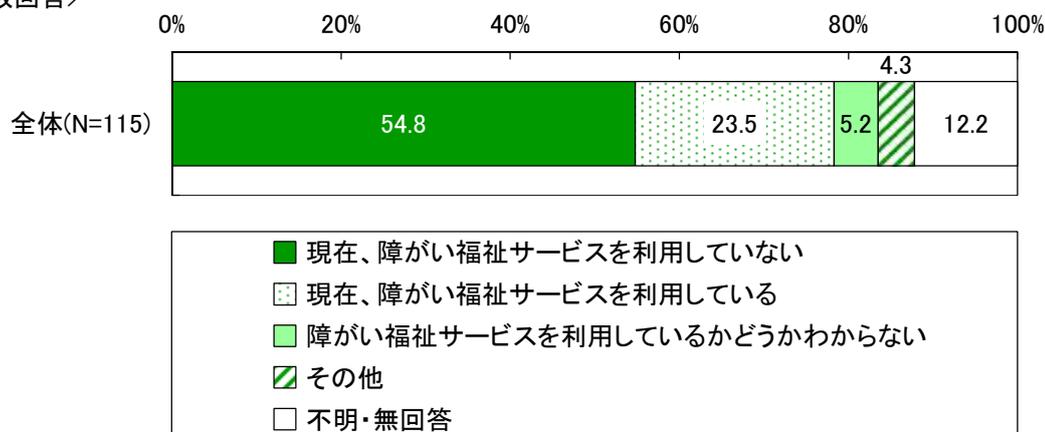
基本目標2 ともに生きる

(1) 生活支援のための基盤づくり

現状と課題

<障がい福祉サービスの利用状況について>

<単数回答>



アンケートでは、障がい福祉サービスの利用状況についてたずねたところ、「現在、障がい福祉サービスを利用していない」の割合が最も高くなっています。

団体ヒアリングでは、「ショートステイやリハビリをうけるところが少ない」、「放課後デイサービスを増やしてほしい」、「グループホームが少なく入所できない」など、利用できる施設やサービスの不足を指摘する意見がありました。

このことから、障がいのある人の地域生活を支援していくために、福祉サービスの量や質の充実が求められています。

<福祉に関するサービスなどに関する情報の入手先について>

<複数回答>

N=115



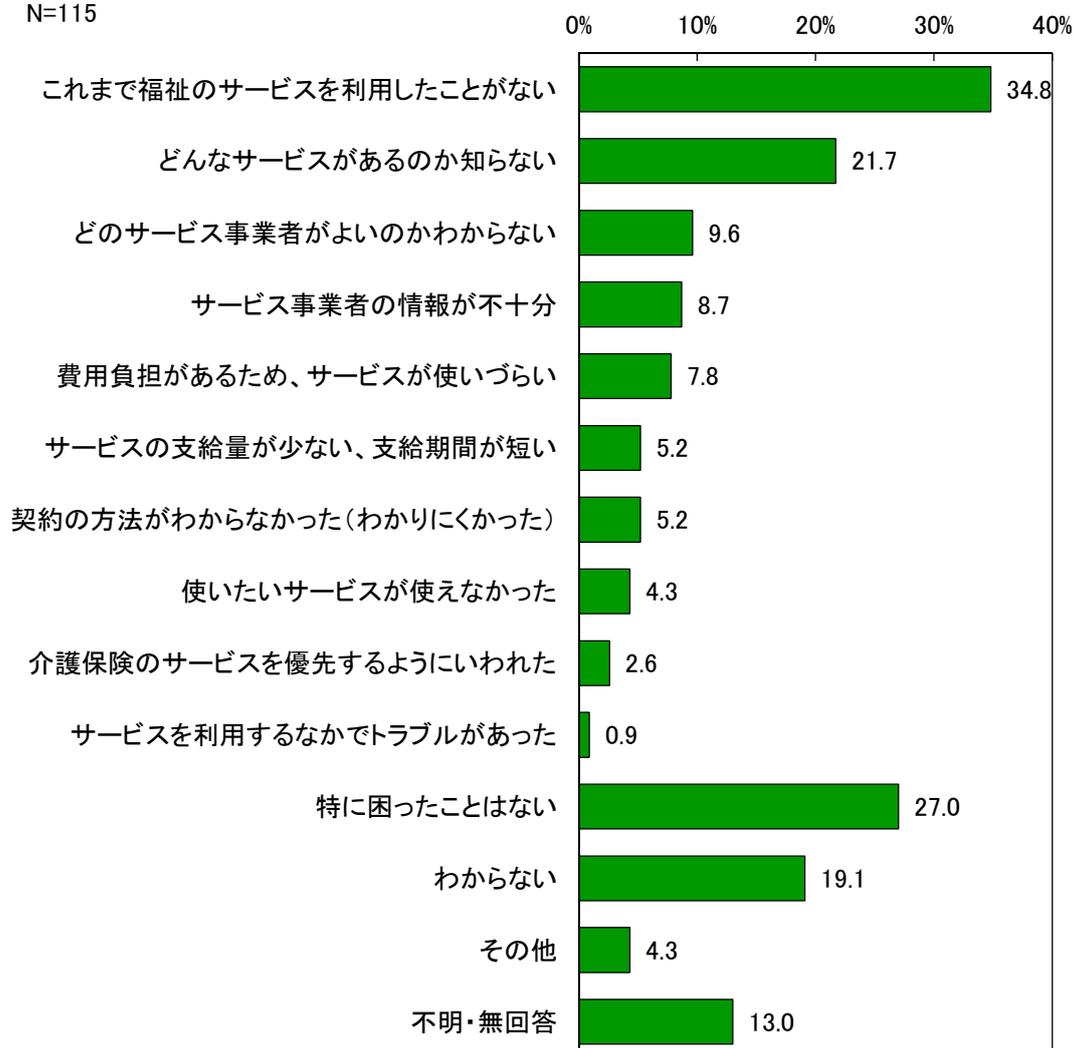
アンケートでは、福祉に関するサービスなどに関する情報の入手先についてたずねたところ、「市役所」が最も高く、次いで「市の広報紙」、「テレビ・ラジオ・新聞・雑誌」が続いていました。

団体ヒアリングでは、「福祉サービスをわかりやすく説明した冊子を作ってほしい」との意見もありました。

＜福祉のサービスを利用するときの困りごとについて＞

＜複数回答＞

N=115



アンケートでは、福祉のサービスを利用するときの困りごとについてたずねたところ、「これまで福祉のサービスを利用したことがない」が最も高く、「どんなサービスがあるのか知らない」の割合も高くなっていました。

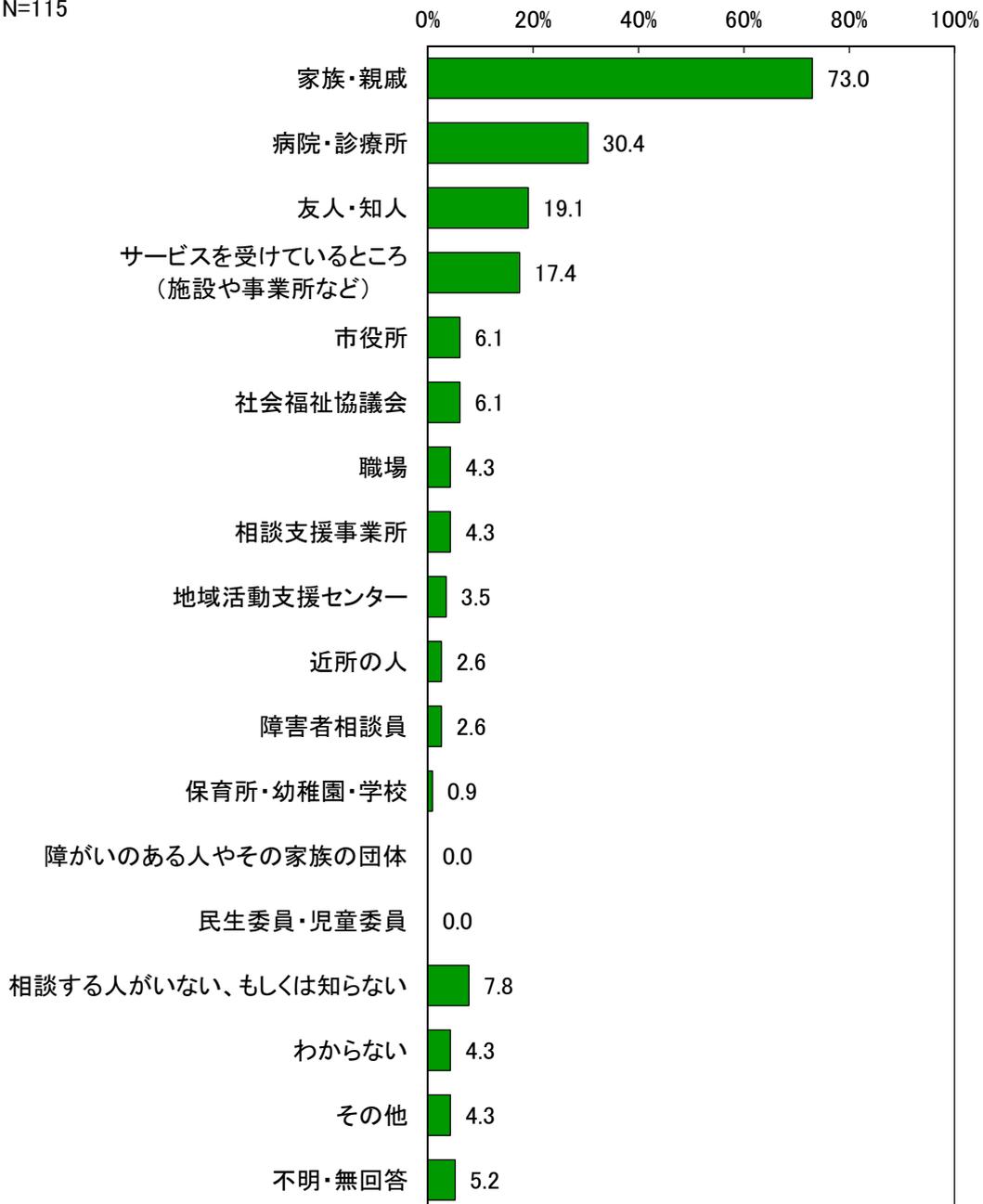
団体ヒアリングでは、「文書を読むだけではわからないので、市民への説明会を実施してほしい」との意見もありました。

このことから、障がいのある人やその家族に対し、必要とされる福祉の支援など、地域で生活を行ううえで大切になる情報について、きちんと提供することが求められています。

<悩みや困ったことを相談するところについて>

<複数回答>

N=115



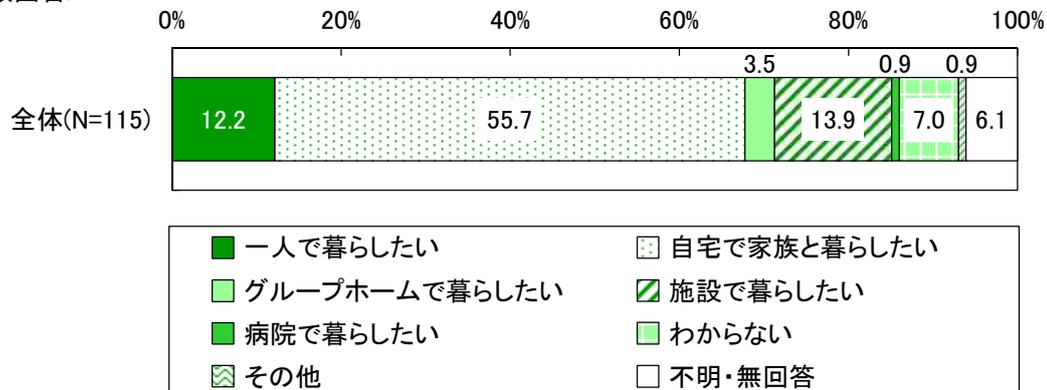
アンケートでは、悩みや困ったことを相談するところについてたずねたところ、「家族・親戚」の割合が最も高く、7割を超えていました。

団体ヒアリングでは、「困った時に相談できるところがない」、「身近な場所に相談員を配置してほしい」、「相談しやすい雰囲気をつくってほしい」との意見がありました。

このことから、障がいのある人やその家族が困りごとや悩みごとを抱え込むことなく、必要な支援につながるよう、きめ細かいていねいな相談支援が求められています。

<今後の暮らし方の希望について>

<単数回答>



アンケートでは、今後の暮らし方の希望についてたずねたところ、「自宅で家族と暮らしたい」の割合が最も高く、5割を超えていました。

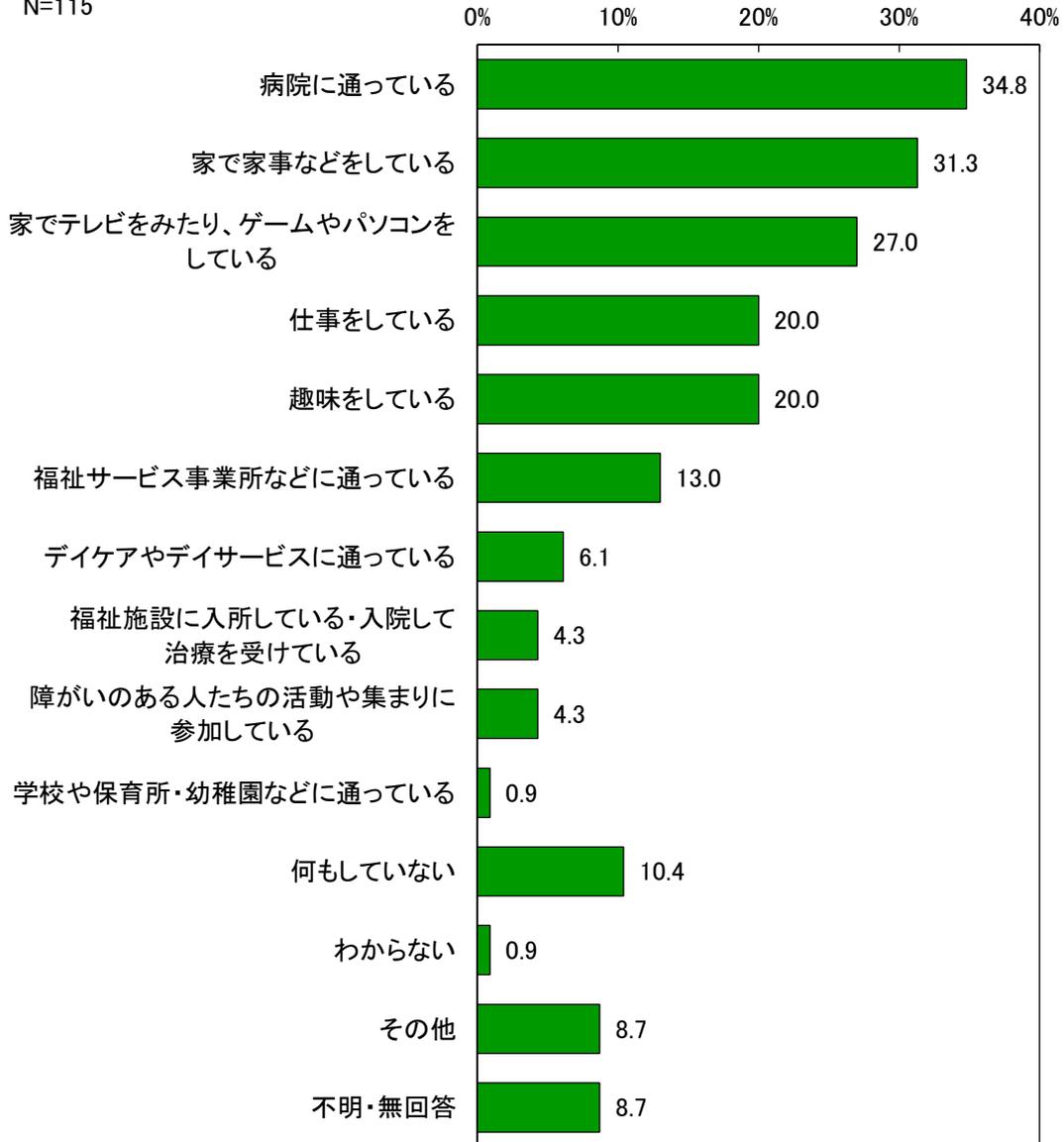
団体ヒアリングでは、「親亡き後の子どもの生活に対する不安がある」との意見がありました。

このことから、自宅や家族と暮らしたいとの希望がある一方で、家族介護者の高齢化などの背景により、より良い選択ができる環境整備が求められています。

<日中の過ごし方について>

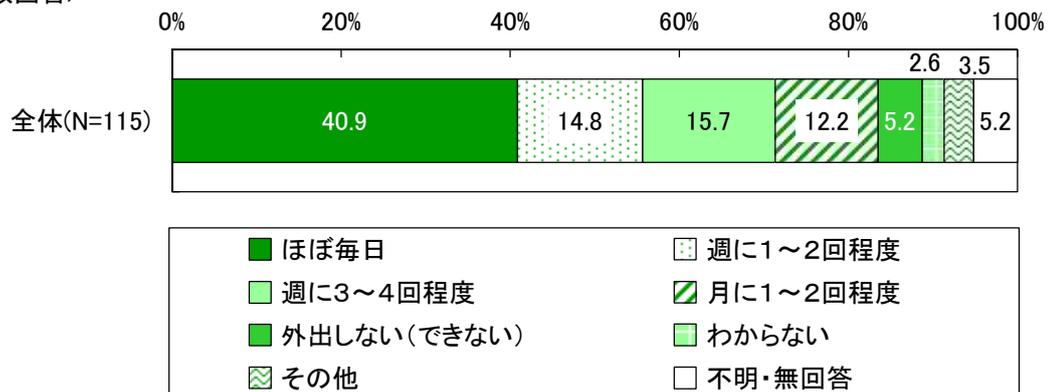
<複数回答>

N=115



<外出の頻度について>

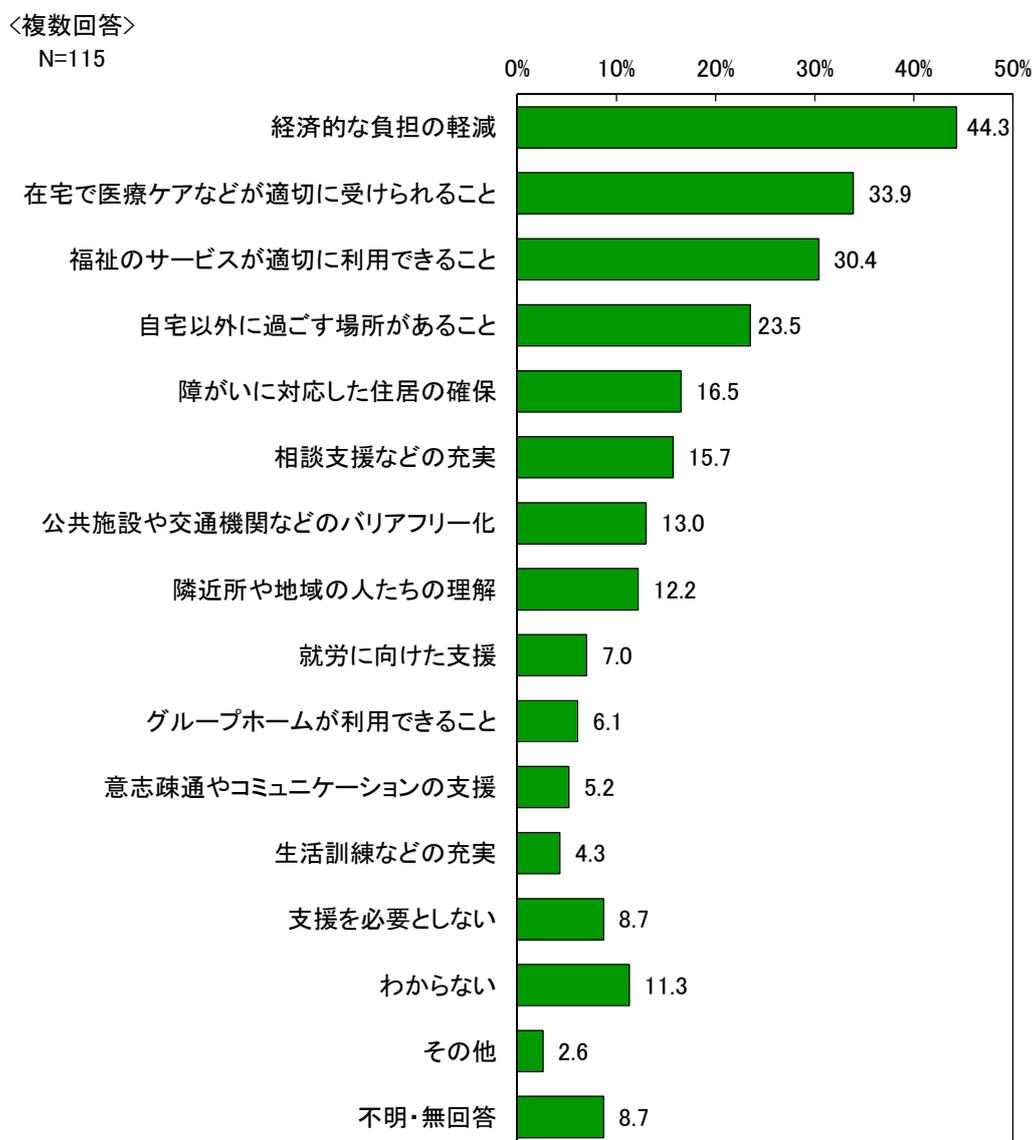
<単数回答>



アンケートでは、日中の過ごし方についてたずねたところ、「病院に通っている」が最も高く、次いで「家で家事などを行っている」、「家でテレビをみたり、ゲームやパソコンをしている」が続いていました。また、外出の頻度についてたずねたところ、「ほぼ毎日」の割合が最も高くなっていました。

団体ヒアリングでは、「交通手段が少ない、限られている」などの意見が多くあがっており、外出機会を増やすためにも、移動手段の充実が求められています。

<地域生活において求められる支援について>



アンケートでは、地域生活において求められる支援についてたずねたところ、「経済的な負担の軽減」の割合が最も高く、次いで「在宅で医療ケアなどが適切に受けられること」、「福祉のサービスが適切に利用できること」が続いていました。

取り組み

①生活を支援する情報提供の充実

施策名	取り組み内容
わかりやすい 情報提供の充実	市の広報紙やインターネット、ケーブルテレビ、パンフレットなど、多様な広報・媒体を通じて、障がい者福祉に関する様々なサービスや各種制度などの内容をわかりやすく紹介し、障がいのある人やその家族が、自分に合ったサービスを適切に選択でき、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

②生活を支援する相談体制の充実

施策名	取り組み内容
相談支援体制の充実	障がいのある人やその家族などが抱える様々な困りごとに対し、的確かつ迅速な相談支援ができるよう、関係機関等との連携を強化しながら、相談支援体制の充実に努めます。
身近な地域における 相談機関等の充実	身近なところで相談支援ができる体制の整備を図るとともに、障がいのある人やその家族などが、より相談しやすい環境づくりをすすめます。

③生活を支援する福祉サービスの充実

施策名	取り組み内容
障害福祉サービスの 提供の推進	障がいのある人の生活を支えるため、障害者福祉関係事業所等による障害福祉サービスを適切に提供します。
事業者等への支援・ 指導の充実	サービスの質の向上とサービスを提供する側の人材育成を図るため、事業者への支援・指導の充実に努めます。
経済的負担軽減に 向けた支援	障がいのある人の経済的負担を軽減するため、法令等に基づく各種手当、制度等の周知を図ります。

④地域生活への移行支援の充実

施策名	取り組み内容
地域移行に向けた 支援	病院や施設からの退院もしくは退所が可能な障がいのある人が、本人の希望に沿って円滑に地域生活に移行し、定着するための支援をすすめます。

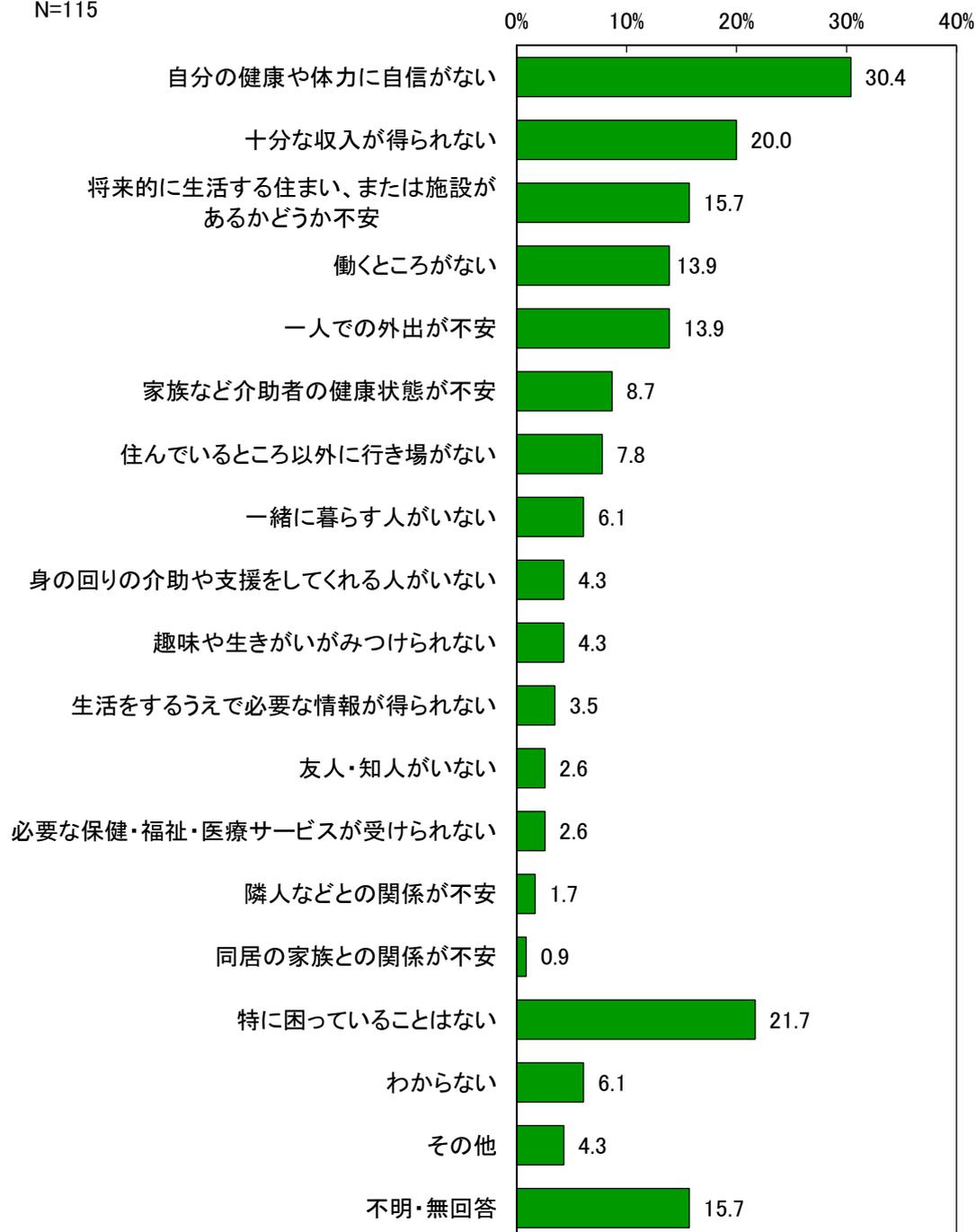
(2) 保健・医療サービスの充実

現状と課題

<現在の生活で困っていることや不安なことについて>

<複数回答>

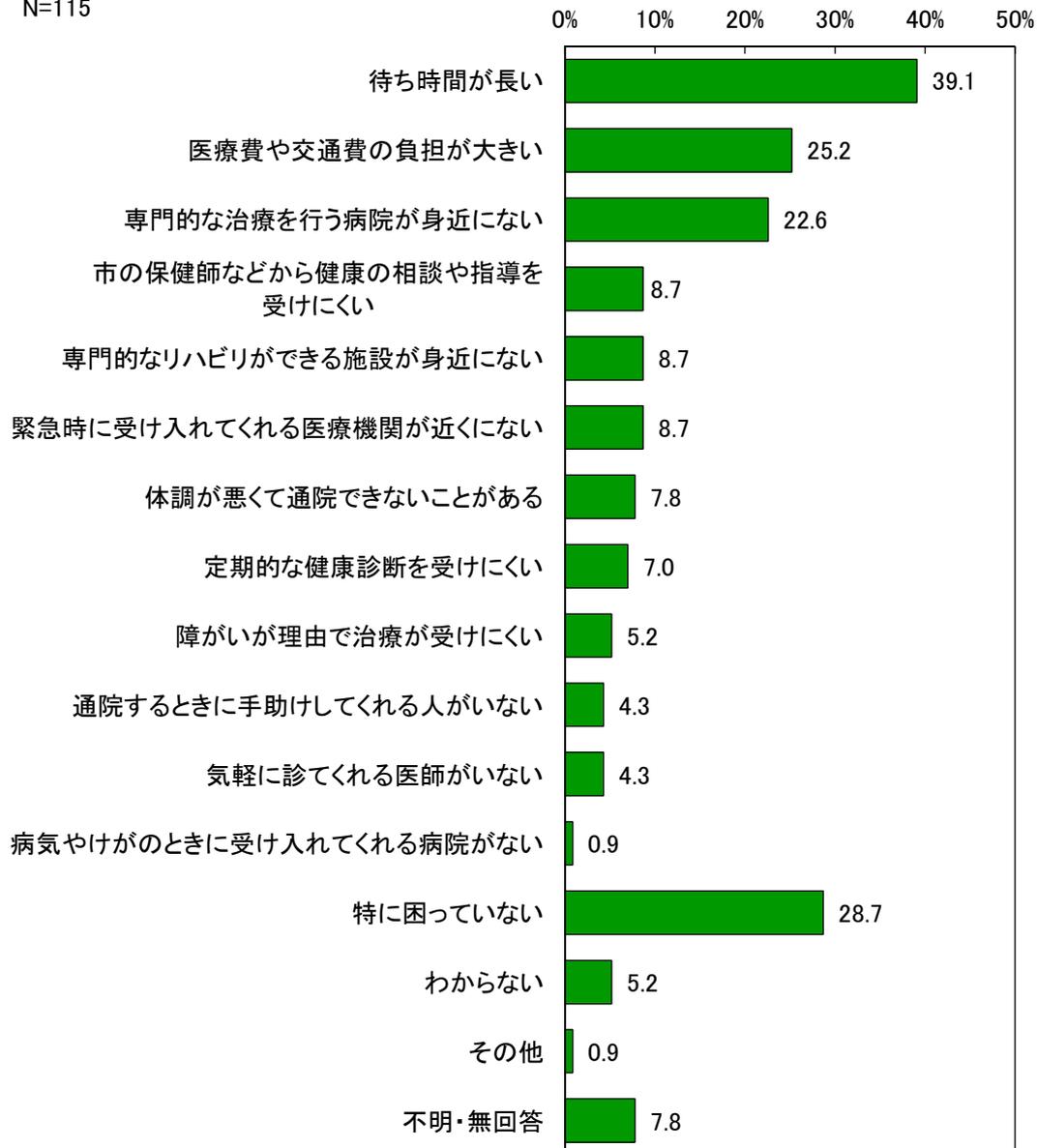
N=115



<保健や医療に関して困っていることについて>

<複数回答>

N=115



アンケートでは、現在の生活で困っていることや不安なことについてたずねたところ、「自分の健康や体力に自信がない」が約3割と最も高くなっていました。また、保健や医療に関して困っていることについては、「待ち時間が長い」、「医療費や交通費の負担が大きい」、「専門的な治療を行う病院が身近にない」の割合が他と比較して高くなっていました。

本市は、離島という地理的条件はあるものの、障がいのある人が、保健や医療サービスをきちんと利用でき、安心感を持って地域社会での生活を続けていくことができるよう支援が求められています。今後も、障がいのある人に対し、普段からの健康管理をはじめ、ライフステージやニーズに配慮した、健康の保持・増進支援の充実が必要です。

取り組み

①障がいの発生予防・早期発見、早期治療の推進

施策名	取り組み内容
健康づくりへの支援	障がいの原因となる疾病などを予防し、生活習慣病の早期発見・早期治療を図るため、健康診査の受診や健康教育、健康相談などの事業の充実に努めます。
日常的な健康管理支援	障がいのある人の健康づくりを支援するため、本人や家族に対し、日常的な健康管理や健康づくりに関する知識の普及や情報の提供、健康教室、受診しやすい健診体制の整備、保健指導などの充実に努めます。

②医療と福祉の連携強化

施策名	取り組み内容
医療との連携強化	医療機関、訪問看護との情報共有、連携を行うためのケア会議の開催など、様々な方法で安心して医療が受けられる体制の強化を図ります。
受診環境の充実	障がいのある人が病状や指示などを理解できるよう、意思疎通支援の充実に努めます。また、医療従事者の障がいのある人に対する理解促進や、医療機関における受診環境の充実に努めます。

③精神保健・医療施策の推進

施策名	取り組み内容
医療機関との連携	精神障がいに対する正しい理解を啓発し、うつ病などの早期発見・早期受診を促進します。また、市民への相談支援の充実に努めるため、医療機関との連携をすすめます。
関係機関との連携	精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、地域活動支援センターや相談支援事業所などによる日常的なかかわりとともに、関係機関と連携した支援体制づくりをすすめます。

④難病患者等への支援

施策名	取り組み内容
難病患者等への支援の充実	難病患者とその家族の療養上の不安や介護の負担を軽減するなど、適切な在宅支援を行います。また、保健、医療、福祉が連携した地域ケア体制の充実に努めるとともに、障がい福祉サービスの利用を促進します。

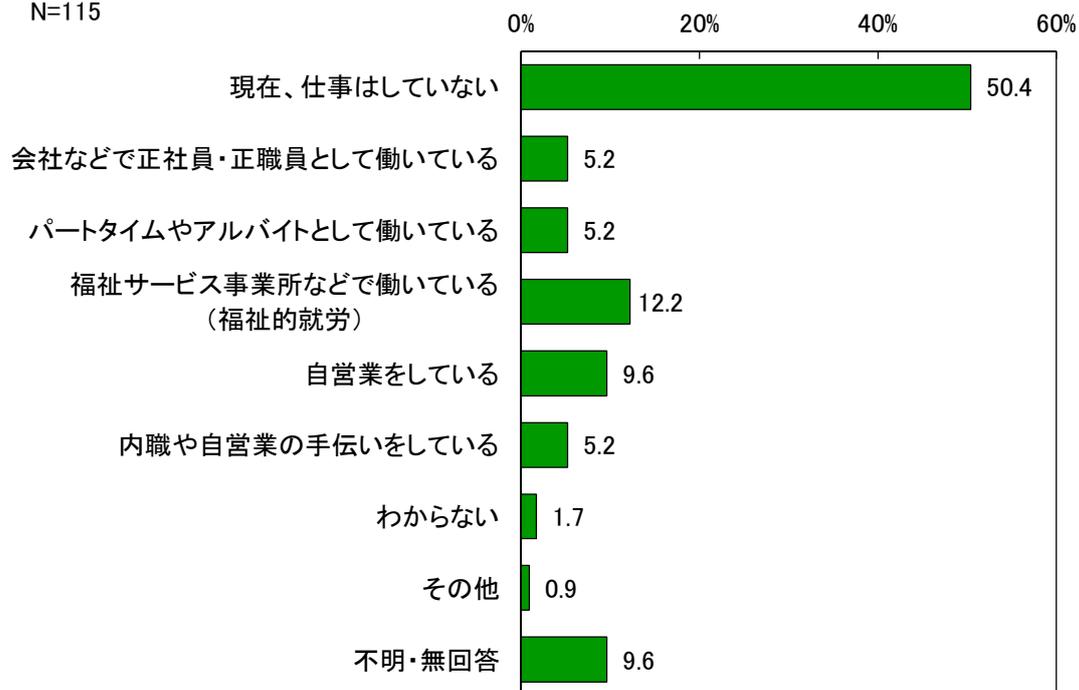
(3) 雇用・就労の充実

現状と課題

<現在の仕事について>

<単数回答>

N=115



<働く場合に求める配慮について>

<複数回答>

N=115



アンケートでは、現在の仕事についてたずねたところ、「現在は仕事をしていない」が半数を超えていました。団体ヒアリングでは、「企業が少なく、障がいのある人を雇用できる会社等がない」、「障がい者ということで仕事が少ない」、「働く場所の確保及び相談窓口等を設置してほしい」、「作業（受託）が少ない」など、障がいのある人の雇用を取り巻く環境の充実を求める意見がありました。また、働く場合に求める配慮については、「障がいに合わせて働き方ができること（仕事の内容や勤務時間、休憩などの配慮）」、「職場内で、障がいに対する理解があること」、「障がいのある人が働ける職場が増えること」の意見がありました。

このことから、就労を希望する障がいのある人が、それぞれの状況に応じて就労し、収入と生きがいを得られるよう、就労支援や就労を継続していくための支援が求められています。

取り組み

①就労支援の推進

施策名	取り組み内容
就労体験実習の促進	企業等で障がいのある人の職場体験実習を行うことにより、障がいのある人の雇用に対する理解を深めます。
関係機関とのネットワークの強化	自立支援協議会就労支援部会など、就労を支援する関係機関でネットワークを構築し、障がいのある人の就労を支援します。
定着支援の推進	就労をしている障がいのある人及び雇用者に対する情報提供の充実、一般就労 ^{※1} 後に継続して働きやすい環境づくり、フォローアップなどの体制の仕組みづくりを推進します。

②雇用・就労機会の拡充

施策名	取り組み内容
雇用・就労に関する相談機能の充実	障がいのある人の就職や職業能力の習得と向上、就職後の安定就労などを図るため、情報提供や相談支援の体制づくりをすすめます。
事業者への障害者雇用の促進	就労意向があるにもかかわらず、就労できない障がいのある人もいるため、障害者差別解消法に基づく合理的配慮に関する啓発などを含め、企業への働きかけをすすめます。また、事業者に対して、障がいのある人を雇用する助成事業などの情報提供を行います。

※1 一般就労：労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への就労のこと。

③福祉的就労の場の充実

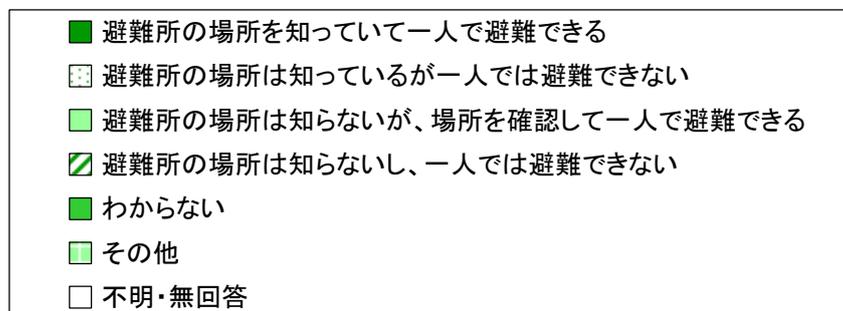
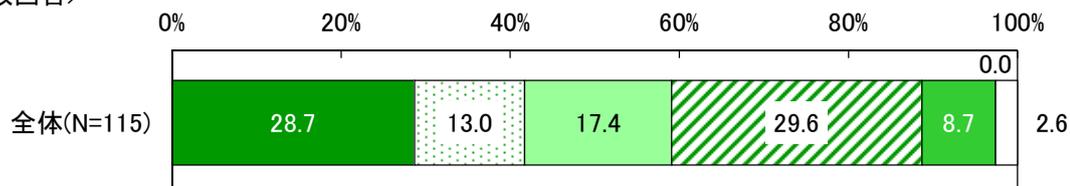
施策名	取り組み内容
地域活動支援センターの充実	障がいのある人に、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進の場の提供を充実します。
官公需における受注機会の拡大	就労継続支援 B 型事業所や地域活動支援センターなどへの優先的かつ積極的な物品や業務の発注をより一層すすめるとともに、障害者就労施設がかかわる物品の販売などを支援します。
工賃向上の推進	福祉的就労における工賃向上に向けた取り組みを検討します。

(4) 安心安全対策の推進

現状と課題

<避難所への避難状況について>

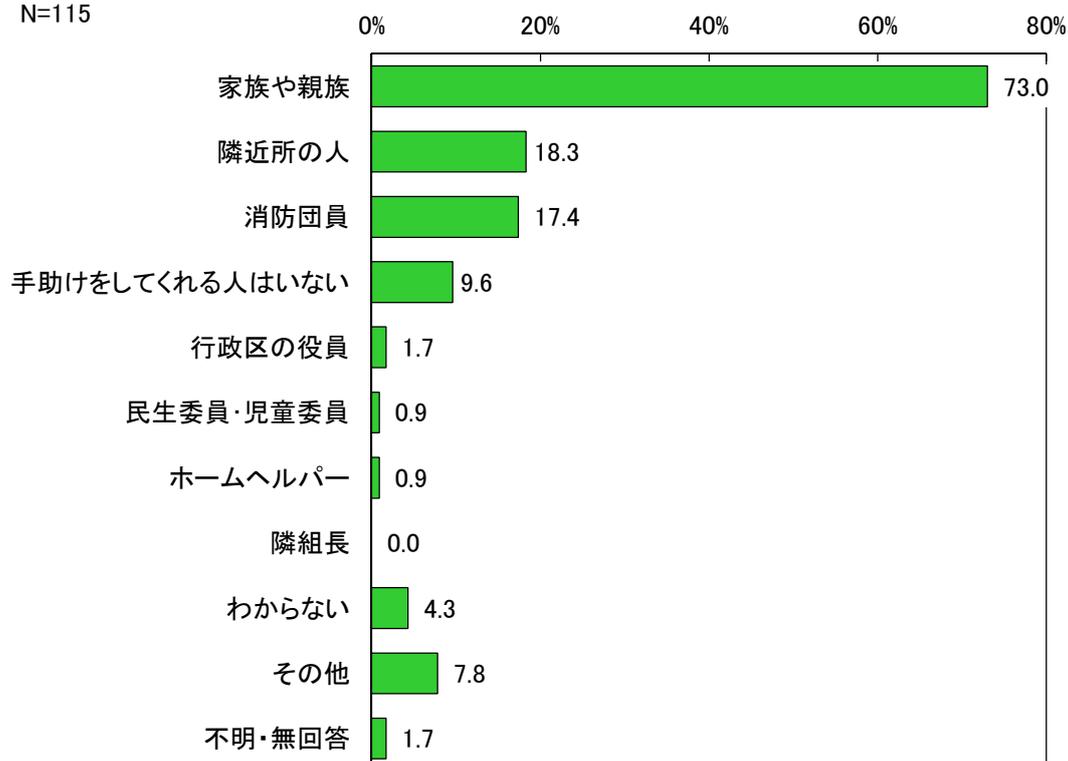
<単数回答>



<避難時の手助けの状況について>

<複数回答>

N=115



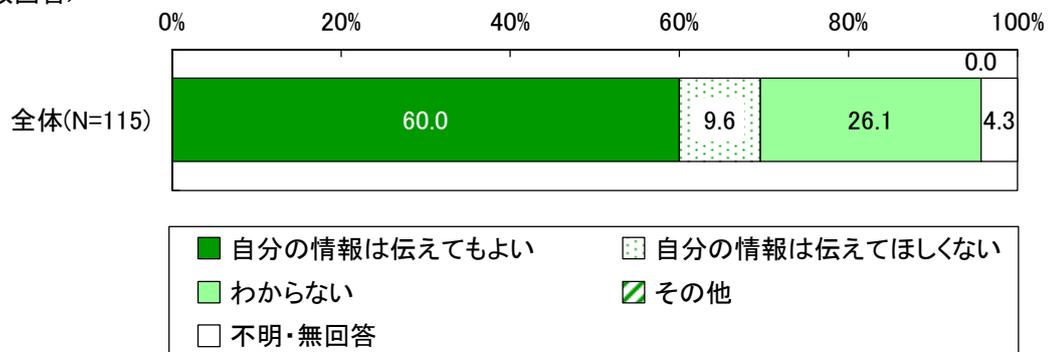
アンケートでは、災害が起こったときや起こりそうなときの避難状況についてたずねたところ、「避難所の場所は知らないし、一人では避難できない」の割合が最も高くなっていました。

また、家にいるとき、災害のため避難が必要になる際、手助けをしてくれる人についてたずねたところ、「家族や親族」の割合が最も高く、7割以上となっています。

このことから、災害時の避難行動に対する適切な支援ができるよう、避難場所の周知や地域ぐるみでの避難支援体制づくりを進めていくことが求められています。

<障がいに関する情報を了承する範囲で事前に伝えることについて>

<単数回答>

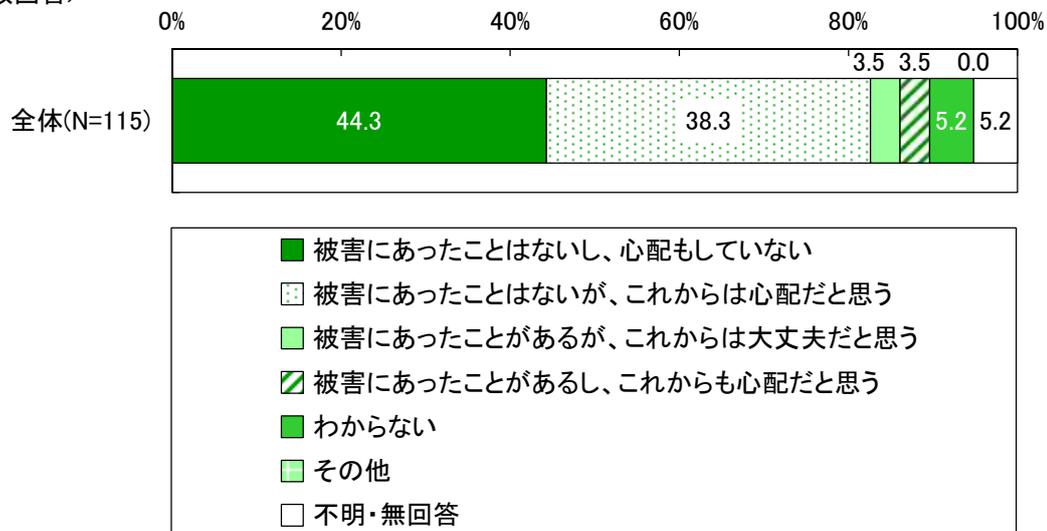


アンケートでは、障がいに関する情報を了承する範囲で市役所や行政区などに事前に伝えることについてたずねたところ、「自分の情報は伝えてよい」の割合が最も高く、6割を超えていました。

災害時の適切な情報伝達の観点からも、避難行動のための支援が必要な障がいのある人たちのことをきちんと把握する必要があります。

<消費者被害にあった経験について>

<単数回答>



アンケートでは、訪問販売や通信販売など消費者被害にあった経験についてたずねたところ、「被害にあったことはないし、心配もしていない」の割合が最も高くなっていました。一方、「被害にあったことはないが、これからは心配だと思う」の割合も高くなっています。

消費者トラブルに巻き込まれることがないように、被害防止に向けた取り組みが必要です。

取り組み

①防災対策の充実

施策名	取り組み内容
緊急時の情報伝達の充実	災害時の避難行動にかかわる情報伝達について、電話やメールなどを活用し、障がいの特性に応じた方法を工夫するとともに、その利用を促すための周知を図ります。
避難行動支援体制の充実	災害対策基本法に基づき、障がいのある人などの要配慮者のうち、災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な人たちを円滑かつ迅速に避難させるため、特に支援を要する人たち（避難行動要支援者 ^{※1} ）の把握に努めます。
地域での防災訓練への参加促進	普段から地域とのつながりを強化するため、地域が中心となって実施される防災訓練へ障がいのある人の参加を促進します。
避難所等における支援	災害時の避難所生活において特別な配慮を必要とする障がいのある人の受け入れ先として、さらに民間福祉施設が活用できるよう施設側との協議をすすめ、施設数の確保に努めます。

②防犯対策の充実

施策名	取り組み内容
悪徳商法等の被害予防	障がいのある人が振り込め詐欺などの街頭犯罪や悪質商法などの消費者被害にあわないよう、警察などと連携しながら防犯対策の強化をすすめるとともに、出前講座などを開催しながら地域における防犯活動の充実を図ります。
地域防犯対策の推進	行政、警察、福祉施設、地域の連携を強化することにより、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

③交通安全対策の充実

施策名	取り組み内容
交通安全施策の推進	障がいのある人が交通事故等に遭うことがないように、道路等の交通安全施策を推進するとともに、交通安全運動の実施等を行い、交通安全の確保に努めます。

※1 避難行動要支援者：障がいのある人をはじめ、高齢者や乳幼児など、災害の時に、特に支援が必要とされる人をいう。

基本目標3 ともに参加する

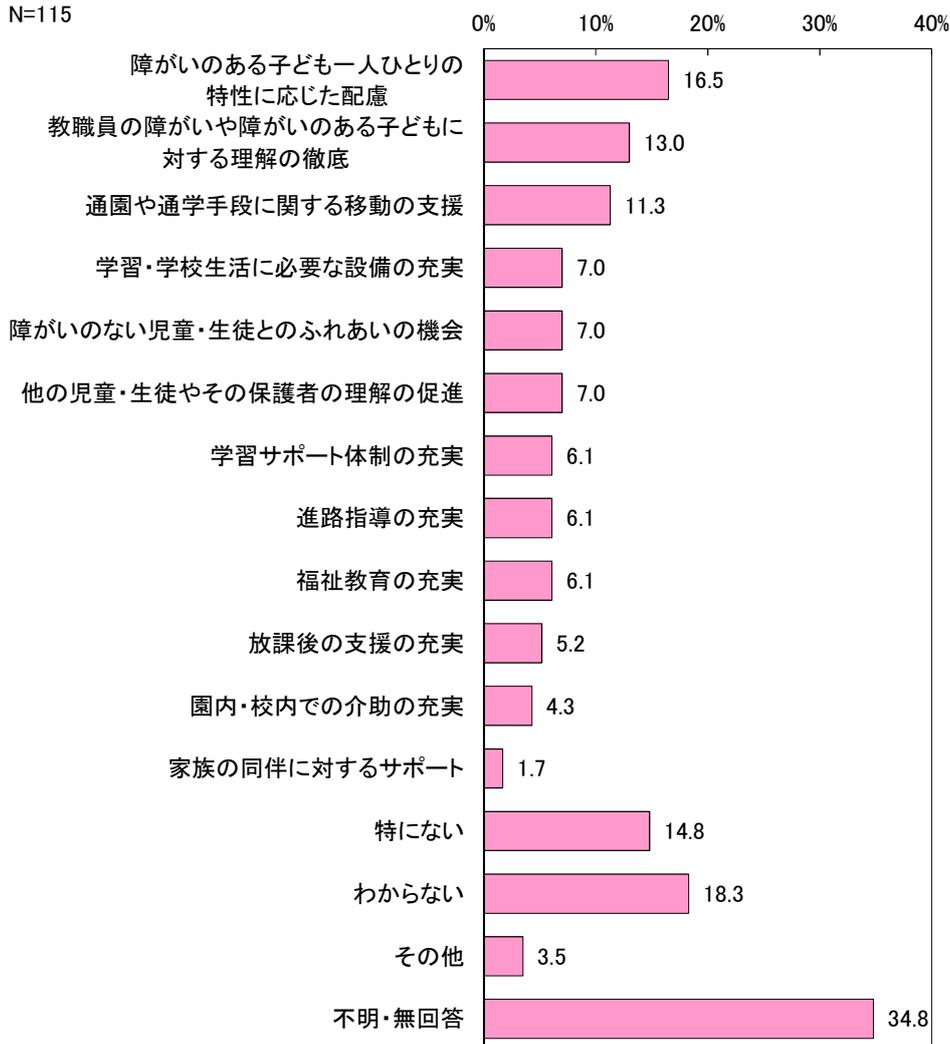
(1) 療育と教育の充実

現状と課題

<学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについて>

<複数回答>

N=115



アンケートでは、学校や保育所・幼稚園での生活を送るうえで必要なことについてたずねたところ、「障がいのある子ども一人ひとりの特性に応じた配慮」が最も高く、次いで、「教職員の障がいや障がいのある子どもに対する理解の徹底」、「通園や通学手段に関する移動支援」が続いていました。

このことから、障がいのある子どもたちのための療育や教育への配慮を充実するために、教職員などが障がいや障がいのある子どもに対する理解をより深めていくことも含め、充実を図っていくことが求められています。

取り組み

①早期発見・療育体制の充実

施策名	取り組み内容
乳幼児健康診査の実施	適切な時期に乳幼児健康診査（乳児・1歳6ヶ月児・3歳児・5歳児健診、2歳児歯科健診）の受診ができるよう受診勧奨に努めます。また、各種健診時に、継続的に支援の必要な子どもに対して、個別相談や必要により療育機関へつなげる支援を行います。
児童発達支援等の充実	支援を必要とする子どもが、身近な地域で療育を受けられるよう、事業所等へのサービスの充実に向けた働きかけを行います。また、療育機関を充実させるための取り組み方法などを検討します。
保育所等への支援	保育士等に対し、子どもの特性に応じた支援方法の指導など、研修等の学習機会の提供を行います。
障がいのある子どもの受け入れの推進	保育所等における障がいのある子どもの受け入れ体制を充実します。

②学校教育の充実

施策名	取り組み内容
保育所・小学校等 関係機関の連携強化	集団生活や就学がスムーズに行えるよう、保育所や小学校、中学校等と連携を図りながら、切れ目のない支援体制の整備に努めます。
特別支援教育の推進	インクルーシブ教育 ^{※1} の理念に基づき、通常の学級、通級による指導、特別支援学級といった多様な学びの場の充実を図ります。また、個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し、活用による就学支援や関係機関との連携に努めます。
教職員等の資質向上 支援	障がいのある子どもについて、人権に配慮した教職員の正しい理解を深めるとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえ、指導方法、指導内容、教材などを工夫しながら、一人ひとりの教育課題に的確に対応し、その可能性を最大限に発揮できるよう教職員等の資質の向上に取り組みます。
放課後活動等の支援	放課後児童クラブ等を活用し、放課後活動を支援するとともに、受け入れ体制の充実に努めます。
学校教育施設のバリアフリー化の推進	障がいのある子どもが学校での学習や生活面で支障をきたさないよう、多目的トイレやスロープの設置などのバリアフリー化に努めます。また、介助者などの人的配置の充実を図ります。

※1 **インクルーシブ教育**：障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに地域の学校で学ぶ仕組みのこと。

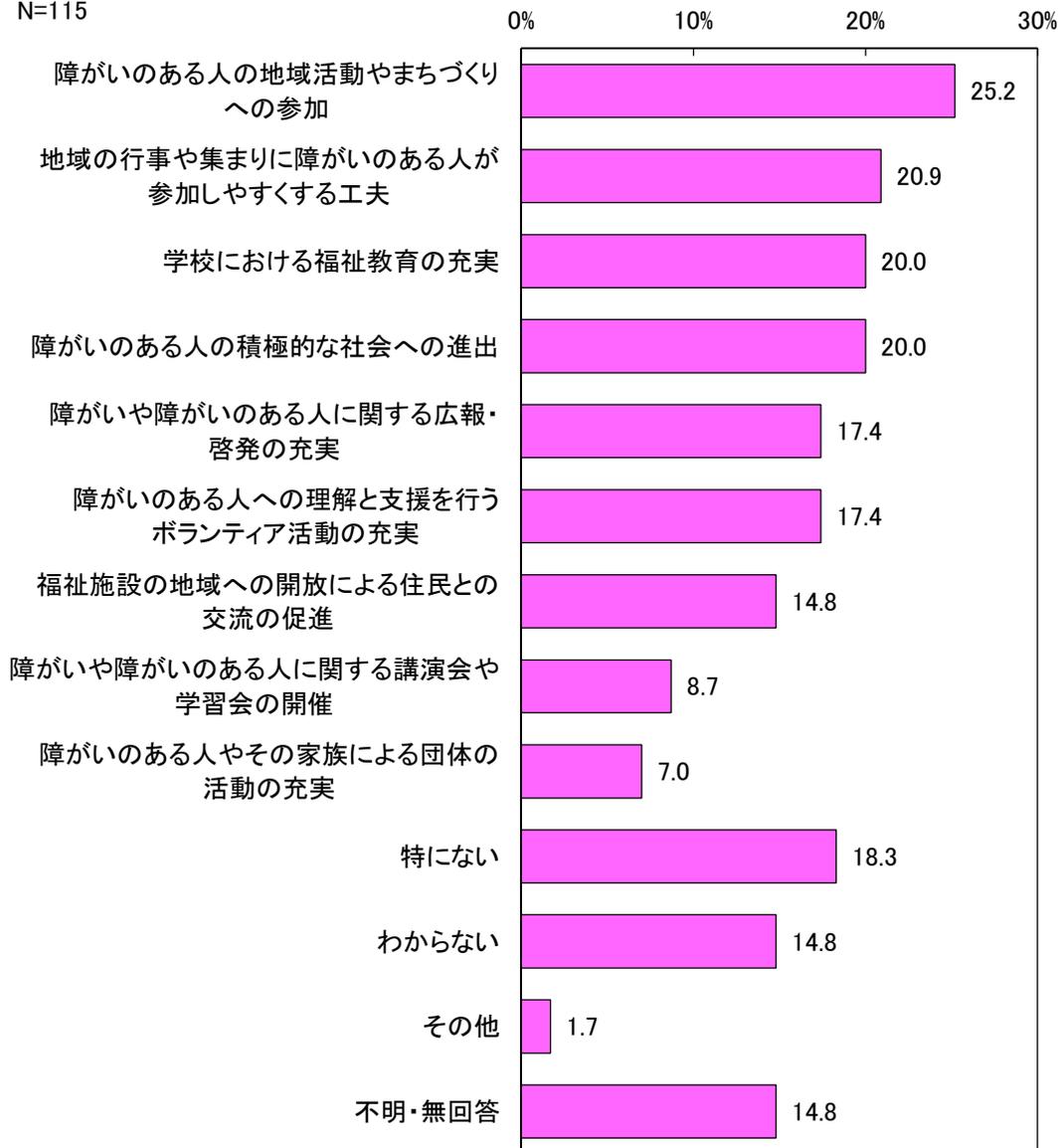
(2) 社会参加の促進

現状と課題

＜市民の理解を深めるために必要なことについて＞

＜複数回答＞

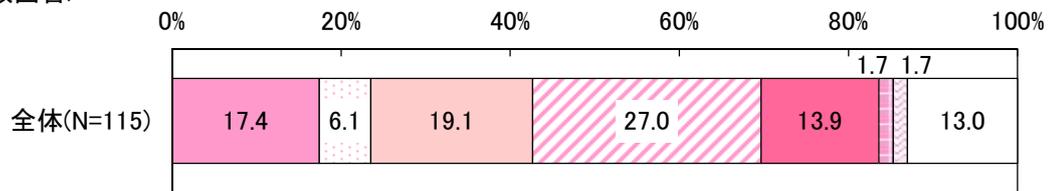
N=115



アンケートでは、障がいや障がいのある人に対する市民の理解を深めるために必要なことについてたずねたところ、「障がいのある人の地域活動やまちづくりの参加」が最も高く、次いで、「地域の行事や集まりに障がいのある人が参加しやすくする工夫」が続いていました。地域においては、孤立もしくは孤立しがちな障がいのある人やその家族を含め、障がいの有無にかかわらず、気軽に参加できる地域での行事や交流の場や機会をつくっていくことが必要です。

＜近所づきあいの様子について＞

＜単数回答＞



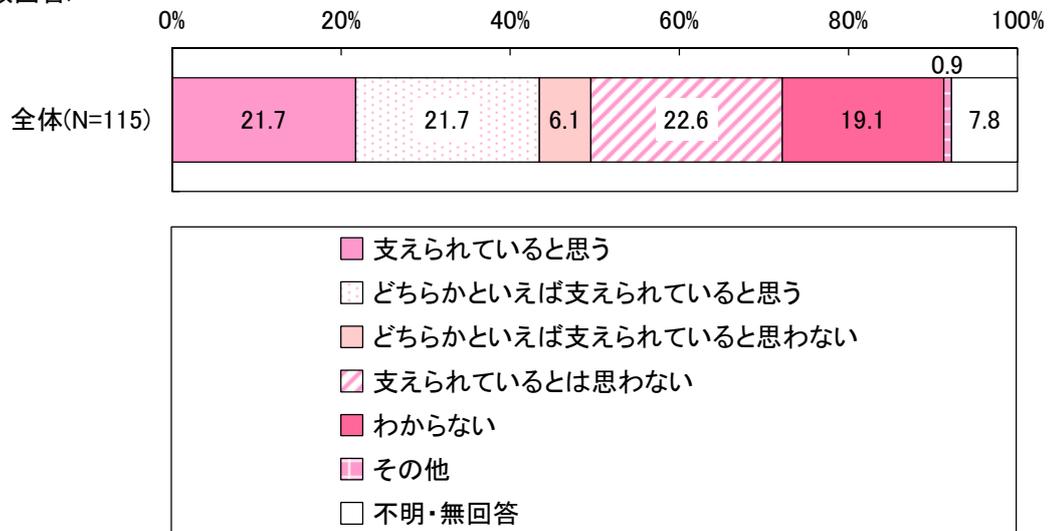
- 家を行き来するなど、親しくつきあっている人がいる
- 困ったときに相談したり、助けてもらえる人がいる
- 外で会えば、親しく話をする人がいる
- あいさつをする程度で、親しくしている人は特にいない
- 近所の人とのつきあいはない(または、ほとんどない)
- わからない
- その他
- 不明・無回答

アンケートでは、近所づきあいの様子についてたずねたところ、「あいさつをする程度で、親しくしている人は特にいない」が最も高くなっていました。

団体ヒアリングにおいても、「地域住民との交流がほとんどない」など、地域や近所との付き合いができていない状況がうかがえます。

<地域の人たちに支えられているという実感について>

<単数回答>



アンケートでは、地域の人たちに支えられているという実感についてたずねたところ「支えられていると思わない」が最も高くなっていました。一方、支えられていると思う層（支えられていると思う+どちらかといえば支えられていると思う）は、4割を超えています。

地域において孤立もしくは孤立しがちな障がいのある人やその家族を含め、障がいの有無にかかわらず、気軽に参加できる地域での行事や交流の場、スポーツ・文化活動の機会をつくっていくことが必要です。

あわせて、より社会参加を促進するため、障がい者団体等への支援も必要です。

取り組み

①交流の推進

施策名	取り組み内容
交流活動の推進	障がいの有無にかかわらず、誰もが参加しやすい地域での活動や行事など、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の考え方を踏まえながら工夫し、交流できる場や機会を広げ、障がいのある人に対する理解を深める取り組みを支援します。
見守り活動の推進	隣近所の人たちや地域の人たちとの見守りやかかわりを深め、お互いに支え合い、助け合うことの大切さを啓発します。

②スポーツ・文化活動等の充実

施策名	取り組み内容
生涯学習活動の促進	関係団体等と連携を図りながら、講座の開催、サークル活動など、障がいのある人の生涯学習活動に関する情報提供や参加の促進を図ります。
スポーツ参加機会の確保	障害者競技スポーツメニューの情報提供を行うとともに、障がいのある人のニーズに応じて、スポーツ団体での受け入れ促進を図ります。
余暇体験の充実	障がいのある人が交流会や希望する余暇活動を体験できる機会や場を提供します。

③家族等団体への支援の充実

施策名	取り組み内容
家族等団体への支援	障がいのある人やその家族の団体が取り組む活動の情報発信を支援し、団体への新規加入者の勧誘を応援するとともに、市民や事業者などに対し、活動への理解や行事への参加を促進します。

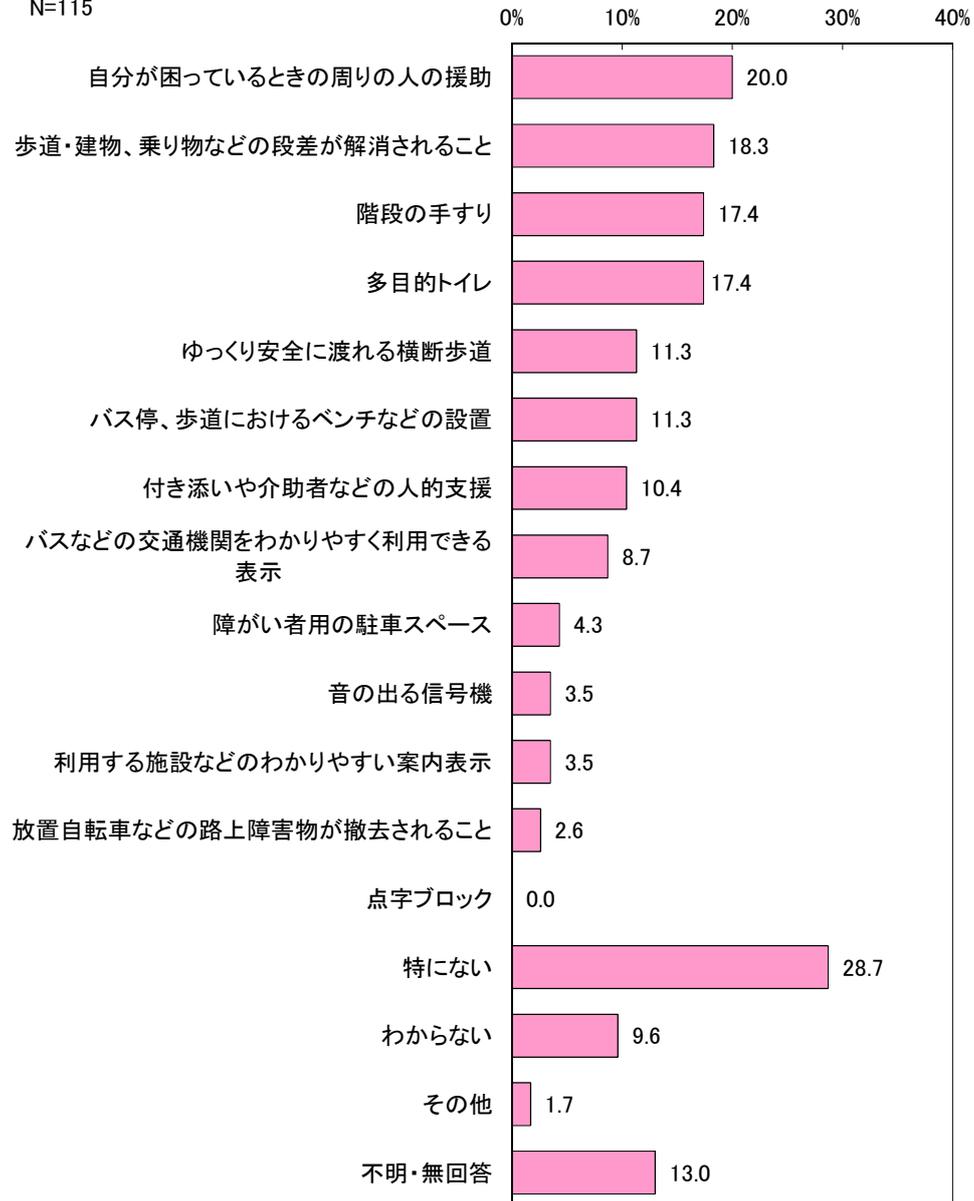
(3) 生活環境の整備

現状と課題

<外出することを考えたとき、充実してほしいことについて>

<複数回答>

N=115



アンケートでは、外出することを考えたとき、充実してほしいことについてたずねたところ、「自分が困っているときの周りの人の援助」、「歩道・建物、乗り物などの段差が解消されること」の割合が高くなっていました。

団体ヒアリングでは、「交通手段が限られていて、移動手段が不便である」との意見が多数ありました。

このことから、障がいのある人のニーズに十分に配慮し、移動手段の利用の向上及び確保に努め、より一層バリアフリー化をすすめる必要があります。あわせて、障がいのある人が、安心して生活できる住宅・公共的施設の整備も必要です。

取り組み

①移動手段の確保・充実

施策名	取り組み内容
移動手段の充実	障がいのある人のニーズを踏まえ、バス会社等に対し、既存路線の維持等について要望し利便性の向上に努めます。
道路交通環境の整備	障がいのある人にとって安全で利用しやすいものとなるよう、関係機関との連携や協力を求めながら、道路交通環境の向上に努めます。

②住宅・公共的施設の整備

施策名	取り組み内容
公共的施設の整備	公営住宅や公共施設などの建築物のバリアフリー化やユニバーサルデザイン※1化をすすめるように努めます。
住まいの確保	障害福祉サービスの共同生活援助（グループホーム）の充実に努めます。また、障がいのある人の住宅の環境整備に関する相談に応じ、支援します。

※1 **ユニバーサルデザイン**：年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、すべての人が利用可能なように、常により良いものに改良していこうとする考え方で、バリアフリーの考え方をさらに進めたもの。

(4) コミュニケーションの支援

現状と課題

団体ヒアリングでは、「外出先に限りがある」、「外に出るきっかけが必要」など、外出時でのコミュニケーションの支援がほしいとの意見がありました。

障がいによっては、情報の収集や利用などに大きな支障があることから、今後も障がい特性に配慮したコミュニケーション手段（意思疎通手段）の確保及び支援者の育成が求められています。

取り組み

①コミュニケーションの支援の充実

施策名	取り組み内容
情報提供方法の充実	市の広報紙やインターネット、窓口などで配布する冊子やパンフレットなどについては、読み手のことに配慮し工夫していくことで、障がいの有無にかかわらず、市政に関する情報を取得することができるよう、情報提供のバリアフリー化をすすめます。
手話通訳者 ^{※1} 等の確保	手話通訳者や要約筆記者などの養成・派遣事業の充実に努めます。

※1 **手話通訳者**：身体障がい者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解ができ、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を取得し、県の実施する登録試験に合格し手話通訳を行う人。さらに専門的な知識・技術を有する手話通訳者として手話通訳士（厚生労働省認定資格）がいる。

第 5 章 計画の推進体制

1 計画の推進

計画の推進に当たっては、行政、地域・家庭・学校、障がい者当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等が連携・協働し、それぞれが適切な役割分担のもとに障がい者福祉施策を進めることが必要です。

(1) 市の役割

地域における障がい者福祉を推進する主体として、障がい者等のニーズの把握に努めるとともに、国、県等と連携しながら、地域の実情に合ったきめ細やかな施策を計画的にすすめます。また、計画を総合的に推進するため、全庁的な調整を図ります。

(2) 地域・家庭・学校の役割

地域や家庭、学校等で、障がいや障がい者に対する正しい理解を深め、地域で共に支えながら暮らしていける環境づくりを進めることが必要です。そのため、障がい者が地域の一員として責任と役割を担い、気軽に日常の行事や活動に参加できる地域づくりを進めます。

(3) 障がい当事者団体・障害福祉サービス提供事業所・企業等の役割

障がい者当事者団体は、障がい者の権利の擁護と理解の促進を図るとともに、社会参加を支援するため、自主的な活動を展開していくことが必要です。

障害福祉サービス提供事業所は、福祉サービスに関する情報の提供に努めるとともに、障がい者の意向を尊重し、障がいの状況に応じた公正で適切なサービス提供に努めることが必要です。

企業は、障がい者の雇用を積極的に進めるとともに、障がい者に配慮した職場環境づくりに取り組むことが必要です。

2 計画の点検・評価

本計画の推進に当たっては、各施策・事業の状況について進行管理及び見直しを行います。対馬市地域自立支援協議会や関係機関に意見をいただきながら、評価及び改善を十分に行い、施策に反映させることで、実効性の高い計画を推進していきます。

資料編

障がい福祉サービス

(1) サービス内容

① 相談支援のサービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容
相談支援事業	地域生活支援事業 (事業主体：市)	総合的な相談、サービスの利用支援、必要な情報の提供などを総合的に行います。
計画相談支援給付費	自立支援給付費	支給決定時のサービス等利用計画・障がい児支援利用計画の作成（サービス利用支援）及び支給決定後の見直し（継続サービス利用支援）を行います。
障がい児相談支援	児童福祉法による給付	利用決定時の障がい児支援利用計画の作成（障がい児支援利用援助）及び支給決定後の見直し（継続障がい児支援利用援助）を行います。
地域相談支援	自立支援給付費	【地域移行支援】住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や同行支援等の便宜を提供します。 【地域定着支援】は、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談、緊急訪問、緊急対応等の便宜を提供します。

② 居宅における生活支援のためのサービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容
居宅介護	自立支援給付費	居宅において入浴、排せつ、食事の介護、調理や掃除、洗濯などの家事援助、医療機関への通院介助のサービスを行います。
重度訪問介護	自立支援給付費 (障がい支援区分が4以上の者)	居宅における食事や排せつなどの身体介護、調理や掃除、洗濯などの家事援助、コミュニケーション支援、外出時における移動介護などを総合的に行います。
同行援護	自立支援給付費 (同行援助アセスメント調査票による「視力障がい」、「視野障がい」、「夜盲」のいずれかが1点以上あり、かつ、「移動障がい」の点数が1点以上の者)	居宅において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な情報の提供、視覚的情報の支援(代筆、代読を含む)、移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
行動援護	自立支援給付費 (知的障がい・精神障がい者で障がい支援区分が3以上で、認定調査項目の行動関連12項目の合計点数が10点以上の者)	行動する際に生じる危険等を回避するための援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他当該障がい者が行動する際に必要な援助を行います。
重度障がい者等包括支援	自立支援給付費 (常時介護を有する障がい者等であって、意思疎通を図ることが著しく支障あり、障がい支援区分が6以上の者)	ケアマネジメント、24時間対応などのサービスを提供できる体制の事業者が「サービス等利用計画」に基づいて複数のサービスを包括的に提供します。
移動支援事業	地域生活支援事業 (事業主体：市)	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。ただし、医療機関への通院及び障がい福祉サービス給付に係る通所は除きます。

サービス名	給付の種類	サービスの内容
短期入所	自立支援給付費	介護者の疾病その他の理由で障がい者支援施設等に短期入所し、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを利用します。
日中一時支援事業	地域生活支援事業 (事業主体：市)	日中、障がい福祉サービス事業所等において、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
意思疎通支援事業	地域生活支援事業 (事業主体：市)	手話通訳、要約筆記者の派遣等の方法により意思疎通の円滑化を図ります。

③ 夜間の居住を支援するためのサービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容
施設入所支援	自立支援給付費 (障がい支援区分が4(50歳以上の者にあつては区分3)以上の者)	夜間における入浴、排せつ等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。
共同生活援助	自立支援給付費 (65歳に達した以降に身体障がい者になった者は除く)	事業者と利用者がサービス提供と利用の契約を結び、共同生活の場において、食事提供その他の日常生活上の相談支援等を利用するほかに、必要に応じて入浴、食事、排せつなどの介護や生活上の直接的な支援を利用できます。

④ 日中活動を支援するためのサービス

サービス名	給付の種類	サービスの内容
療養介護	自立支援給付費 (筋萎縮性側索硬化症(A L S)患者等気管切開を伴う人工呼吸器をおこなっている者で、障がい支援区分が6の者又は、筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい者であって、障がい支援区分が5以上の者)	主として入院中の病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活上のサービスを利用します。
生活介護	自立支援給付費 (障がい支援区分3(障がい者施設入所者は区分4)以上又は、50歳以上は障がい支援区分2(障がい者施設入所者は区分3)以上の者)	主として昼間に障がい者支援施設等で、入浴、排せつ又は、食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。
自立訓練 (機能訓練)	自立支援給付費 (身体障がい者及び難病等対象者で入所施設・病院を退所・退院した者又は、特別支援学校を卒業した者)	有期限のプログラムに基づき、身体機能の向上のために必要な訓練等を行います。
自立訓練 (生活訓練)	自立支援給付費 (知的障がい者及び精神障がい者で入所施設・病院を退所・退院した者又は、特別支援学校を卒業した者)	障がいの状況から自立生活が困難な方が有期限のプログラムに基づき、地域での生活を営む上での必要な訓練等を利用できます。
就労移行支援	自立支援給付費 (就労を希望する65歳未満の障がい者)	有期限のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用できます。
就労継続支援A型	自立支援給付費 (65歳に達した以降に身体障がい者になった者は除く)	一般企業等での就労が困難な利用者が事業者と雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練等を利用できます。

サービス名	給付の種類	サービスの内容
就労継続支援B型	自立支援給付費 (65歳に達した以降に身体障がい者になった者は除く)	一般企業等での就労が困難な方に継続した就労の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を利用できます。
地域活動支援センター機能強化	地域生活支援事業 (事業主体：市)	創造的活動や生産活動の機会の提供を行うとともに、社会との交流の促進を行います。

⑤ 児童福祉法による通所支援事業（事業主体：市）

サービス名	給付の種類	サービスの内容
児童発達支援	児童発達支援 ・福祉型児童発達支援センター ・児童発達支援事業 医療型児童発達支援 ・医療型児童発達支援センター ・指定医療機関	児童発達支援は、身近な地域の障がい児支援の専門施設（療育事業）として、通所利用の障がい児への支援にとどまらず、地域の障がい児・その家族を対象とした相談や、障がい児を預かる施設への援助、助言を合わせて行うなど、地域支援も行います。
放課後等デイサービス		学校通学時の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。
保育所等訪問支援事業		保育所等を現在利用中の障がい児、または今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、保育所等に訪問して支援することにより、保育所等の安定した利用を促進します。

⑥ 児童福祉法による障がい児入所支援事業（事業主体：県）

サービス名	給付の種類	サービスの内容
福祉型障がい児入所施設	知的、自閉、盲、ろうあ、肢体不自由の障がい児	障がいの重度・重複化への対応や、個別支援計画に基づいた自立支援の提供を行います。障がいの特性に応じて、保護、日常生活の指導、知識技能の付与を行います。
医療型障がい児入所施設	指定医療機関（自閉、肢体不自由、重心児）	医療機関において専門医療と福祉が併せて提供され、個別支援計画に基づいた支援の提供を行います。障がいの特性に応じて、保護、日常生活の指導、機能訓練及び治療を行います。

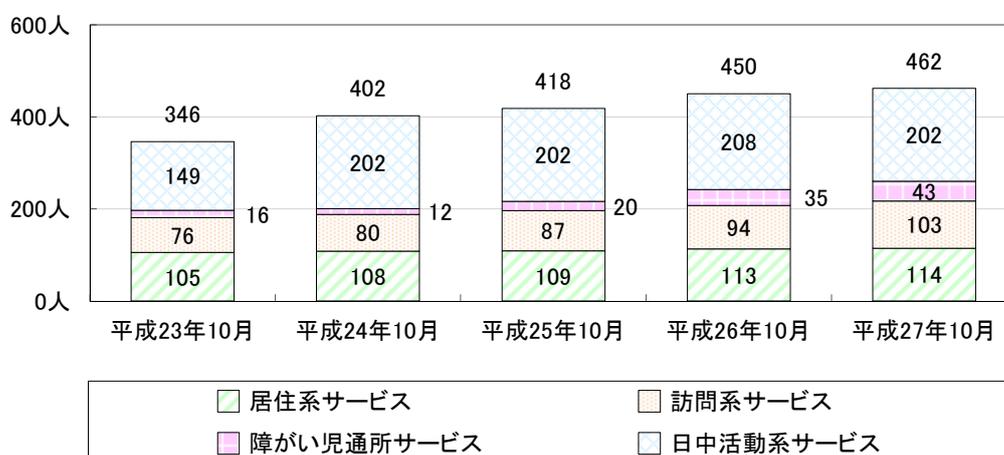
(2) - 1. 対馬市のサービス利用状況（平成 28 年 7 月 1 日現在利用者数）

サービスの種類		利用者数	サービスの種類		利用者数
介護給付費			訓練等給付費		
(訪問系)	居宅介護 (身体介護)	52	(居住系)	共同生活 援助	55
	居宅介護 (家事援助)	30	(日中活動系)	宿泊型自立 訓練	4
	居宅介護 (通院介助)	100		自立訓練 (機能訓練)	0
	重度訪問 介護	1		自立訓練 (生活訓練)	0
	行動援護	1		就労移行 支援	1
	重度包括 支援	0		就労継続 支援 A 型	5
	同行援護	8		就労継続 支援 B 型	124
(日中活動系)	療養介護	12	障がい児 通所費		
	生活介護	74		児童発達 支援	10
	短期入所 支援	5		放課後等 デイサービス	31
(居住系)	施設入所 支援	67	合計	【利用対象 者 345 人】	580

(2) - 2. 対馬市のサービス利用状況（利用者数の推移）

サービス種類	利用者数				
	平成23年 10月	平成24年 10月	平成25年 10月	平成26年 10月	平成27年 10月
居住系サービス	105	108	109	113	114
共同生活援助（グループホーム）	39	47	48	53	51
施設入所支援	66	61	61	60	63
訪問系サービス	76	80	87	94	103
居宅介護	75	77	81	86	96
重度訪問介護	0	0	1	1	1
行動援護	1	1	1	2	2
重度障がい者包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	0	2	4	5	4
障がい児通所サービス	16	12	20	35	43
日中活動系サービス	149	202	202	208	202
療養介護	3	14	13	12	12
生活介護	28	68	69	66	67
短期入所	0	0	0	2	4
宿泊型自立訓練	5	5	3	3	2
自立訓練（機能訓練）	1	0	1	1	0
自立訓練（生活訓練）	4	3	3	1	1
就労移行支援	2	2	2	1	0
就労継続支援A型	3	3	3	5	4
就労継続支援B型	103	107	108	117	112
総計	346	402	418	450	462

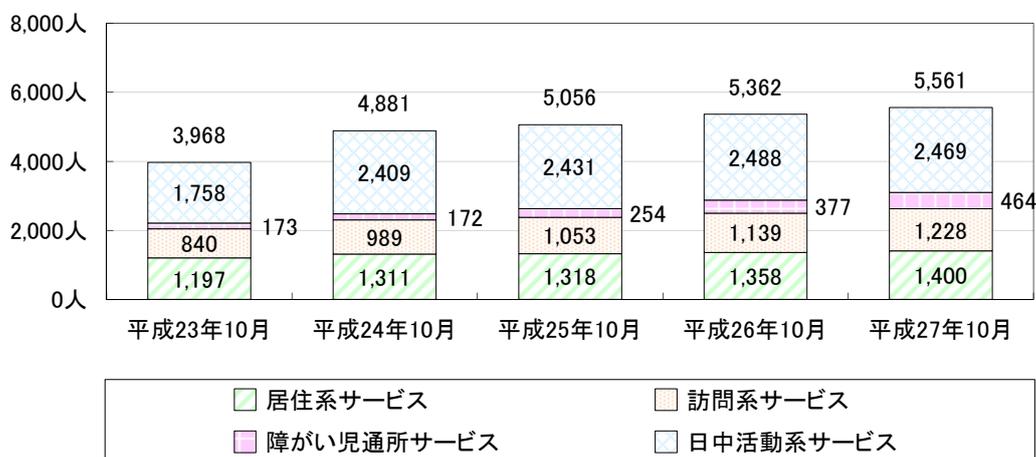
＜利用者数の推移＞



(3) - 1. 対馬市のサービス利用実績（延利用人数の推移）

サービス種類	対象者延人数				
	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度
居住系サービス	1,197	1,311	1,318	1,358	1,400
共同生活援助	428	565	578	634	621
施設入所支援	769	746	740	724	779
訪問系サービス	840	989	1,053	1,139	1,228
居宅介護	821	950	976	1,044	1,124
重度訪問介護	1	0	11	12	12
行動援護	9	8	11	17	70
重度障がい者包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	9	31	55	66	22
障がい児通所サービス	173	172	254	377	464
日中活動系サービス	1,758	2,409	2,431	2,488	2,469
療養介護	36	159	156	147	144
生活介護	329	802	818	805	847
短期入所	6	1	5	26	39
宿泊型自立訓練	0	0	0	31	0
自立訓練（機能訓練）	70	68	12	13	6
自立訓練（生活訓練）	35	35	77	14	15
就労移行支援	24	29	24	13	1
就労継続支援A型	38	36	38	50	48
就労継続支援B型	1,220	1,279	1,301	1,389	1,369
総計	3,968	4,881	5,056	5,362	5,561

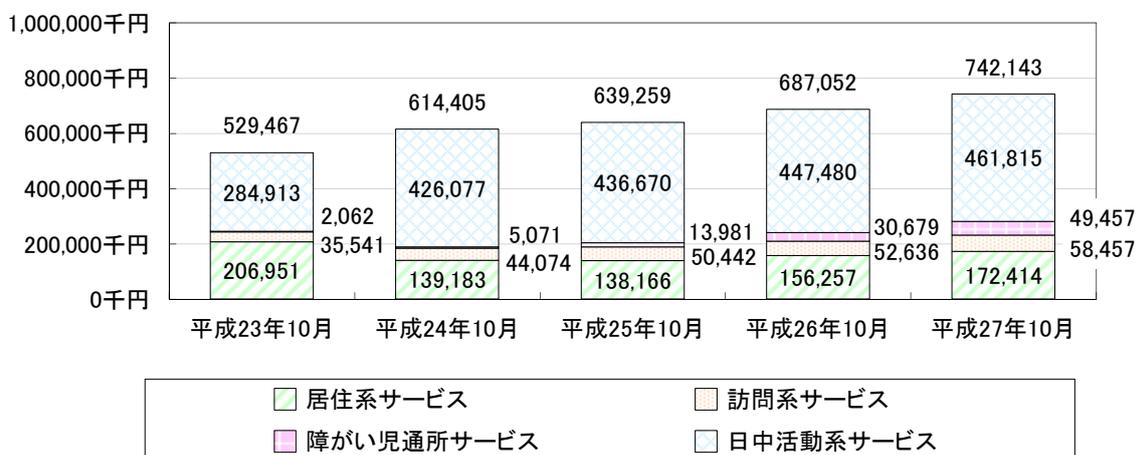
<延利用人数の推移>



(3) - 2. 対馬市のサービス利用実績（対象経費の推移）

サービス種類	対 象 経 費（単位：千円）				
	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
居住系サービス	206,951	139,183	138,166	156,257	172,414
共同生活援助	41,077	56,694	61,989	74,274	80,932
施設入所支援	165,874	82,489	76,177	81,983	91,482
訪問系サービス	35,541	44,074	50,442	52,636	58,457
居宅介護	34,966	42,660	40,457	40,477	45,589
重度訪問介護	242	0	7,848	9,283	9,852
行動援護	244	98	408	619	2,175
重度障がい者包括支援	0	0	0	0	0
同行援護	89	1,316	1,729	2,257	841
障がい児通所サービス	2,062	5,071	13,981	30,679	49,457
日中活動系サービス	284,913	426,077	436,670	447,480	461,815
療養介護	9,589	41,561	41,032	38,823	37,184
生活介護	47,481	150,038	157,634	153,681	175,861
短期入所	355	23	315	1,662	2,144
宿泊型自立訓練	0	0	0	3,778	0
自立訓練（機能訓練）	7,145	7,480	1,577	1,731	755
自立訓練（生活訓練）	4,431	6,707	9,563	2,444	2,529
就労移行支援	3,596	4,785	3,545	1,744	54
就労継続支援A型	4,718	4,826	4,766	6,136	6,447
就労継続支援B型	207,598	210,657	218,238	237,481	236,841
総 計	529,467	614,405	639,259	687,052	742,143

＜対象経費の推移＞



第 2 期対馬市障害者計画

発行年月 平成 29 年 3 月

発 行 長崎県 対馬市

編 集 対馬市 福祉保険部 福祉課

〒817-1292 長崎県対馬市豊玉町仁位 380 番地

対馬市福祉事務所

TEL : 0920-58-2294 / FAX : 0920-58-2551